

朝霞市基地跡地利用計画書（素案）

平成 2 7 年 月

朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会

目 次

1. 基地跡地の現状と検討の経緯	1
2. 基地跡地利用計画の見直し	8
3. 主要ゾーンの整備方針	14
4. 実現化の方針	27
5. 整備計画と事業費	29
6. 計画の推進に向けて	33
7. 資料	35

1. 基地跡地の現状と検討の経緯

(1) 基地跡地の現状

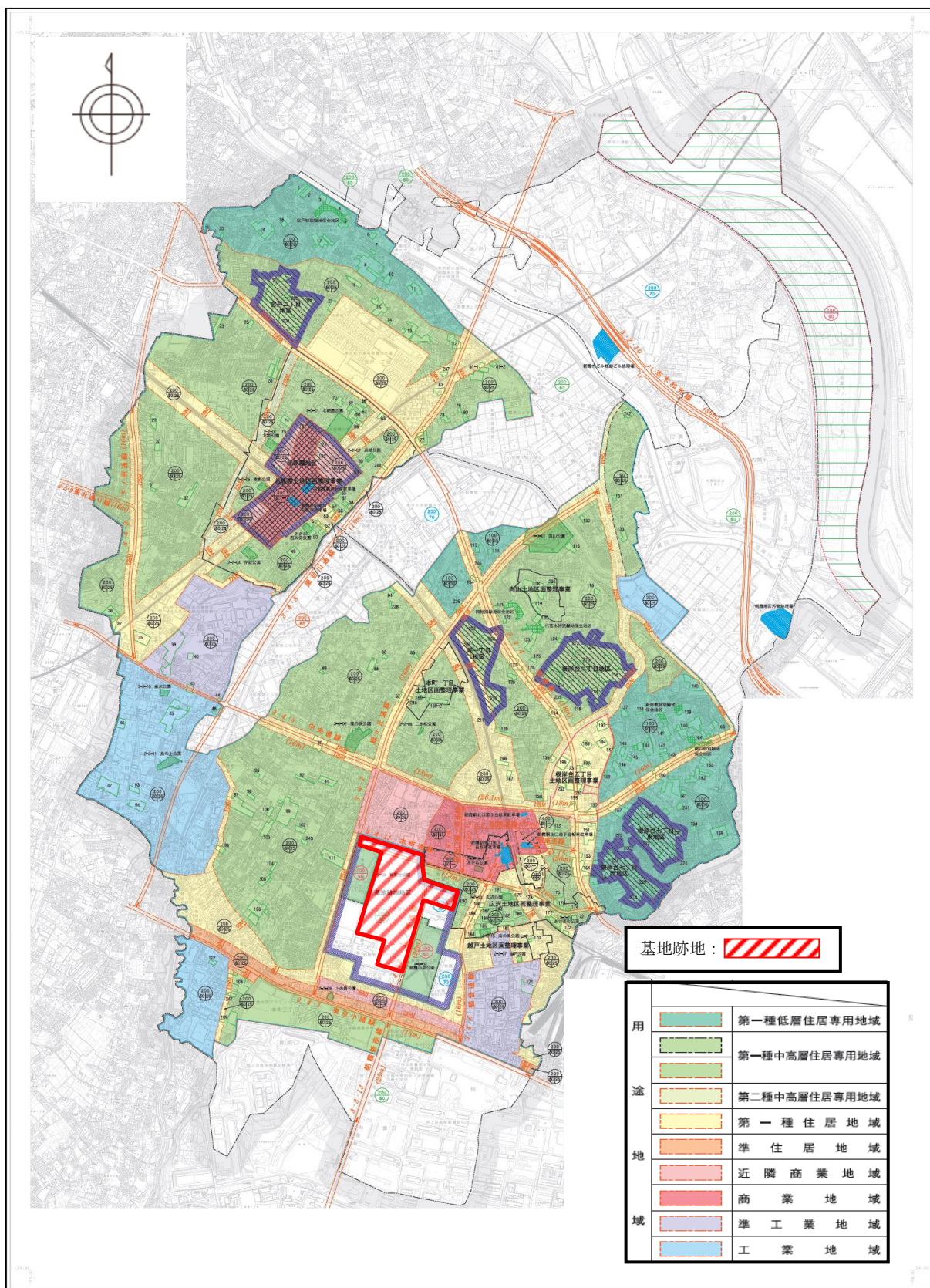
1) 朝霞市の地勢、基地跡地の位置及び周辺状況

- ・朝霞市は埼玉県南西部に位置し、県庁所在地であるさいたま市から約9km、東京都心から約20kmの距離にあり、和光市、新座市、志木市、東京都練馬区などに隣接しています。
- ・本市の地形は、武蔵野台地と荒川低地に大別され、その間の斜面林が武蔵野の面影を残しています。また、荒川とほぼ並行して新河岸川が流れ、市の中央部には東西に黒目川が流れるなど、変化に富んだ地形となっています。
- ・交通の面では、本市の南部を国道254号（川越街道）、東部の市境を東京外かく環状道路が通り、高速道路に容易にアクセスすることができます。また、北西から南東の方向には都心と直結する東武東上線と東京メトロ有楽町線・副都心線（東急東横線、みなどみらい線と相互乗入）、南西から北東の方向にはさいたま市など県央地域と結ぶJR武蔵野線が走り、都市交通の重要な結節点となっています。
- ・基地跡地（留保地約19.1ha）は市の南西部に位置し、東武東上線朝霞駅から約700mの距離に位置しており、周辺の基地跡地（処分済用地）には、公園、学校、図書館等の多くの公共公益施設が立地しています。
- ・基地跡地は飛び地状の市街化調整区域に位置しており、周辺は、北側が朝霞駅から連なる商業系用途地域、東・西・南側が住居系用途地域に指定されています。

■朝霞市位置図



■ 朝霞市都市計画図

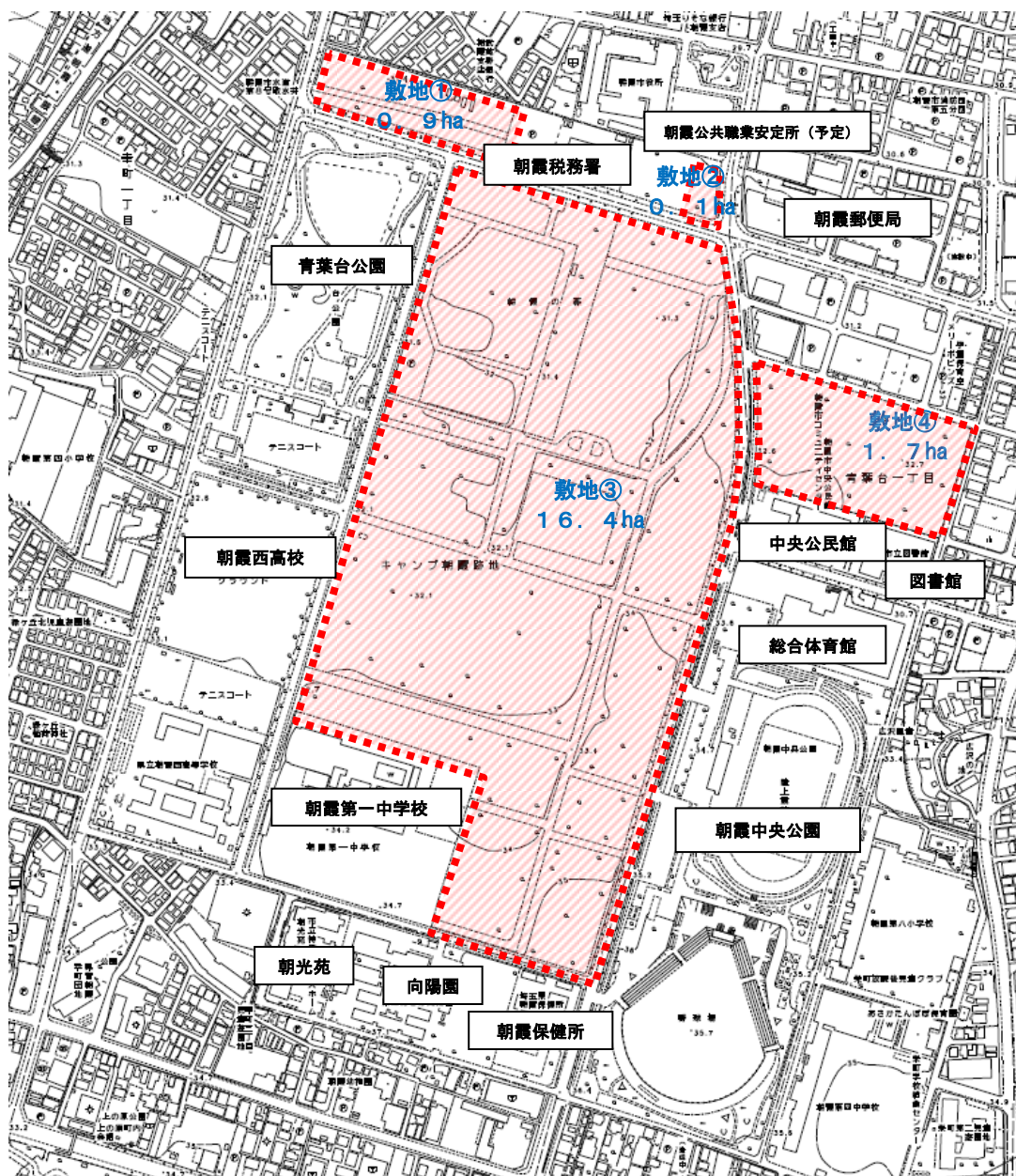


2) 基地跡地の利用状況

- ・敷地① (0.9ha) と敷地② (0.1ha) は、北側に朝霞市役所、敷地間に朝霞税務署、朝霞公共職業安定所 (予定)、南側に青葉台公園が隣接しています。また、敷地①の一部は青葉台公園第2駐車場や消防訓練場として暫定利用されています。
- ・敷地③ (16.4ha) のうち、国家公務員宿舎の建設が予定されていた用地 (3.0ha) については、財務省関東財務局と管理委託契約を締結し、朝霞の森として暫定利用しています。周囲には、朝霞中央公園、青葉台公園、朝霞第一中学校、朝霞西高校、朝霞保健所等の公共施設が立地しています。敷地東側の公園通りは緑豊かな並木道となっています。
- ・敷地④ (1.7ha) の周囲には、南に中央公民館、図書館等が、北側には商業施設が立地しています。

[※敷地①～④については、周囲をフェンスに囲まれており、立ち入りが制限されています。]

■ 基地跡地現況図



3) 上位計画等における位置付け

基地跡地は朝霞市の中心部に残る貴重な空間資源であることから、各種の上位計画等において、長期的な視点に立ち、市民意向の把握や国・県との調整を十分に図りつつ、適正な跡地利用を進めることが位置付けられています。

①第4次朝霞市総合振興計画（平成18年3月）

- ・基地跡地については、緑の拠点機能など多面的な活用が期待される本市のシンボルとなる拠点であり、新たなまちづくり拠点として、市民の合意形成を積極的に進め、まちづくりの重要な核として市民にとって有効な活用を図る。

【都市整備】

- ・キャンプ朝霞跡地の利用については、平成15年6月に国の財政制度等審議会において、従来の基本的考え方を転換した「原則利用、計画的有効活用」の答申が出されたことを受け、長期的視点に立ちながら、跡地利用について検討していくことが求められる。

【キャンプ朝霞跡地の有効活用】

- ・長期的視点に立った本市のまちづくりのシンボルとしての跡地利用を進めるため、市民との協働による利用方法の検討を行い、基地跡地の有効活用に努める。

※現在検討中の「第5次朝霞市総合計画前期基本計画（案）」では、『都市基盤／土地利用』において、「キャンプ朝霞跡地では国家公務員宿舎整備事業の中止を受け、基地跡地利用計画見直し検討委員会での利用計画の見直し結果に基づき、市民参画を図りながら具体的な議論を進めていきます。」と位置付けています。（平成27年7月時点）

②朝霞市都市計画マスタープラン（平成17年3月）

- ・基地跡地を新たなまちづくり拠点と位置づけ、全市的な利用の観点から、防災拠点やみどりの拠点など多面的な利用可能性の検討を行う。
- ・検討にあたっては、議会や市内の各種団体の代表などによる検討委員会を設置し、市民参画を図りながら具体的な議論を進める。

※現在見直し中の「朝霞市都市計画マスタープラン（素案）」では、「キャンプ朝霞跡地については利用計画見直し検討委員会での結果を踏まえた具体的な活用策を検討する必要があります。市街地内にあるキャンプ朝霞や企業などの大規模な跡地については、市全体や地域の活性化に資する有効な土地利用を誘導します。キャンプ朝霞跡地について、防災拠点やみどりの拠点など周辺施設と連携した多面的な利用可能性の検討を行い地域の交流と活性化を図ります。」などと位置付けています。（平成27年7月時点）

③朝霞市景観計画（平成27年10月策定予定）

※現在策定中の「朝霞市景観計画（案）」では、『朝霞市の景観特性／基地跡地の緑豊かでゆとりとにぎわいを感じる景観』として、「基地跡地では、公園通りのケヤキ並木をはじめとして、街路樹や緑地の緑豊かでゆとりを感じさせる景観となっています。また、公園通りでは彩夏祭などのイベントが開かれ、市内外から多くの人々が訪れる、にぎわいを感じることでできる景観となっています。街路樹の美しい樹形や緑を保つことや、今後も人々が集いやすく、交流ができる場づくりが大切です。」と位置付けています。（平成27年7月時点）

④朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 12 月）

- ・跡地利用については、現存する樹木・樹林を効果的に活用するよう努める。
- ・基地跡地は緑化重点地区に位置づけられており、地区内の公共施設については、周辺地域との関連性に考慮しながら、施設の緑化や外周部の緑化に努める。
- ・青葉台公園や朝霞中央公園などの既存施設と連携した緑の拠点機能など、多面的な活用について検討する。

※現在改訂中の「朝霞市みどりの基本計画（素案）」では、基地跡地は、継続して緑化重点地区に位置付け、新たに『水と緑の拠点』として位置づけることを検討しています。
（平成 27 年 7 月時点）

⑤第 2 次朝霞市環境基本計画（平成 24 年 3 月）

- ・市民参加によるキャンプ朝霞跡地の有効活用に努めていく。

⑥朝霞市地域防災計画（平成 25 年 3 月）

- ・公園は、レクリエーション空間、良好な都市環境の維持、都市景観の形成などの機能を有するとともに、延焼防止、避難場所等の防災活動拠点等の機能を持つなど防災上も重要なものである。
- ・関係各課（まちづくり推進課、みどり公園課、生涯学習・スポーツ課、文化財課、危機管理室）は、こうした公園の有用性を踏まえ、公園内に耐震性貯水槽、防災行政無線及び非常電源施設等を整備するなど、地域における防災力の向上に努めるものとする。

⑦朝霞市中心市街地活性化基本計画（平成 16 年 3 月）

- ・基地跡地に隣接する 57.0ha を中心市街地と設定し、朝霞駅周辺の市街地整備を契機とした多様な生活・交流の場づくりを行いながら、商店街と地域の連携により、にぎわいづくりを進めることが位置づけられている。

⑧埼玉県 5 か年計画（平成 24 年 6 月）

- ・快適で暮らしやすく魅力あふれるまちをつくる ～ 米軍基地跡地の有効利用
- ・基地跡地については、地域の意向に沿った利用がなされるように支援していきます。

※現在見直し中の①～④の計画については、今後、策定や見直し過程で変更が生じることがあります。

（２）基地跡地に関する検討の経緯

１）平成 20 年 5 月までの経緯

- ・昭和 20 年 9 月、朝霞に米軍が進駐をはじめました。昭和 40 年頃から基地返還要求運動が始まり、昭和 49 年 8 月にキャンプ朝霞の大部分は日本に返還されることが決定し、昭和 61 年に通信施設の返還により市内から米軍基地がなくなりました。
- ・その間、昭和 53 年に「キャンプ朝霞跡地利用基本構想」を策定し、更に平成 13 年に「朝霞基地跡地利用計画」を策定して、跡地利用の検討が進められてきました。
- ・その後、平成 15 年 6 月に出された財政制度等審議会答申及び財務省理財局長通達を受けて、平成 16 年 11 月に「朝霞市基地跡地利用計画策定委員会」を設置し、新たな利用計画の検討に着手しました。
- ・平成 18 年 2 月財務省から基地跡地に国家公務員宿舎の建設について市に申し入れがありました。
- ・平成 18 年 12 月に、朝霞市基地跡地利用計画策定委員会が策定した「朝霞市基地跡地利用基本計画（最終報告）」が市に提出され、これを踏まえて、平成 19 年 12 月に、朝霞市基地跡地整備計画策定委員会が本利用計画書のベースとなる「朝霞市基地跡地整備計画書」を作成し、市に提出しました。
- ・基地跡地整備計画書を基に平成 20 年 1 月にパブリック・コメントを実施し、同年 4 月にパブリック・コメントの意見を踏まえ、市としての「朝霞市基地跡地利用計画」を策定、翌月にそれを基に「朝霞市基地跡地利用計画書」を作成しました。

２）それ以降の経緯

- ・「朝霞市基地跡地利用計画書」の作成を受けて、平成 21 年 2 月に地区計画（基地跡地地区）を決定しました。
- ・平成 22 年 3 月に基地跡地の整備に向けた方針等を決定するため「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画」を策定しました。
- ・平成 23 年 12 月 1 日、財務省の国家公務員宿舎の削減のあり方検討委員会の報告書が公表され、朝霞住宅整備事業は、この報告に基づき正式に事業中止の決定が行われました。
- ・平成 24 年 2 月 20 日、財務省関東財務局長から市長宛に、「基地跡地利用計画」のうち土地利用計画の見直しと再提出を求める文書が提出され、同年 2 月 24 日、市は関東財務局長に対して「利用計画の見直しを進める間、宿舎予定地を管理委託により暫定利用したい」旨を回答しました。
- ・平成 24 年 8 月 9 日、旧国家公務員宿舎用地（3ha）の管理委託契約（契約期間 2 年）を締結し、暫定利用広場として市民に開放するための準備工事等を行いました。同年 11 月 4 日、暫定利用広場「朝霞の森」がオープンしました。
- ・平成 26 年 5 月 23 日、朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会を設置し、「朝霞市基地跡地利用計画書」の見直し作業に入りました。

■経緯のまとめ年表

S16. 10	陸軍予科士官学校及び陸軍被服廠本廠の分廠が東京より移転
S20. 9	旧陸軍施設に米軍が進駐(キャンプドレイクの設営)旧陸軍予科士官学校跡地をサウスキャンプ、旧被服廠跡地をノースキャンプと呼ぶ
S32.	米軍司令部が韓国に移動。北キャンプに情報通信施設が残る
S35. 3	陸上自衛隊が米軍南キャンプに駐屯
S40. ～	市民団体による基地返還要求運動
S49. 8	キャンプ朝霞の大部分の日本返還が決定
S49. 12	キャンプ朝霞跡地整備促進協議会結成(キャンプ朝霞跡地利用地元計画決定)
S50. 9	市議会は「キャンプ朝霞北地区跡地利用促進に関する意見書」を国に提出
S53. 11	キャンプ朝霞跡地利用基本構想決定
S54. 11	国有財産中央審議会の答申においてキャンプ朝霞返還国有地の処理大綱が決定
S61. 2	米軍通信施設返還により市内から米軍基地なくなる
S62. 6	「大口返還財産の留保地の取扱いについて(留保地答申)」で基本的考え方が示される
H13. 5	朝霞市基地跡地利用計画策定(留保地答申の基本的考え方に則り、8つのゾーニングを行うなどの市独自の土地利用構想を決定する)
H15. 7	「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」通達(従来の「原則留保、例外公用・公共利用」の基本的考え方を「原則利用、計画的有効活用」に転換)
H16. 3	基地跡地利用計画書の見直し結果の公表
H16. 6	基地跡地見学会及びアンケートの実施・市民意見募集
H16. 11	朝霞市基地跡地利用計画見直しのための「朝霞市基地跡地利用計画策定委員会」の立上げ(～H18. 12 まで全 18 回開催：委員数 15 名)
H17. 7～8	「第 4 次朝霞市総合振興計画 市民・職員意識調査実施」
H17. 8	基地跡地シンポジウム開催・基地跡地写真展開催
H17. 11	朝霞市基地跡地利用計画市民懇談会の開催(～H18. 12 まで全 18 回開催：参加者数 100 名)
H18. 12	朝霞市基地跡地利用基本計画(最終報告)が市に提出される
H19. 4	朝霞市基地跡地整備計画策定委員会の開催(～H19. 12 まで全 8 回開催)
H19. 12	朝霞市基地跡地整備計画書が市に提出される
H20. 1～2	基地跡地整備計画に関するパブリック・コメントを行う。(605 件の意見提出)
H20. 4	朝霞市基地跡地利用計画策定
H21. 2	朝霞基地跡地地区地区計画決定
H22. 3	朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画策定
H23. 12	国家公務員宿舎建設中止発表
H24. 2	財務省関東財務局長から「基地跡地利用計画」のうち土地利用計画の見直しと再提出を求められる
H24. 11	暫定利用広場「朝霞の森」オープン
H26. 5	朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会設置

2. 基地跡地利用計画の見直し

(1) 見直しに当たって

1) 見直しの方針

- ・平成20年4月に朝霞市基地跡地利用計画が策定されるまでの検討の蓄積を大事にする観点から、基本的にこの計画を基礎として、状況の変化等を踏まえて必要な修正を加えました。
- ・基地跡地の利用の検討に当たっては、まちづくりの観点から周辺地域との関連性も踏まえて、利用計画の見直しを行いました。

2) 見直しの枠組み

- ・整備完了の目標時期は、21世紀中頃とします。
- ・対象地域は、「基地跡地」及び「一体利用またはその提案が必要とされる地域」とします。

(2) 基地跡地整備の基本方針

利用計画の見直しに当たっては、平成20年4月に策定された朝霞市基地跡地利用計画にある基本理念、基本方針等を踏襲し、また、平成18年12月に策定した「基地跡地利用基本計画（最終報告）」の市民参加のプロセスも大事な視点として捉えました。

1) 基本理念

- ①基本理念1：まちの中心、シンボルとなること
- ②基本理念2：豊かな地域資源を活かし、かつ、歴史を伝えること
- ③基本理念3：周辺の公共施設との連携及び、公共施設の有効活用に配慮すること
- ④基本理念4：16.4haを中核とする経済・財政の面で実現性の高い計画を目指すこと

※これら4つの基本理念を受けて、具体的に基地跡地整備を推進するに当たっての基本方針及び基本コンセプトを設定しました。

2) 基本方針、基本コンセプト

【基本理念1】まちの中心、シンボルとなること

↓

【基本方針1】基地跡地に遺されている緑豊かな自然や、周辺に立地している公共施設、さらにはその立地を活かし、“次の朝霞づくりのための拠点”の形成を目指します。また、“次の朝霞”のシンボルとしての役割を担います。

※“次の朝霞”とは、現在策定中の第5次朝霞市総合計画に定められる「市の将来像（ビジョン）、及び将来像の基本概念（コンセプト）」から描き出される『朝霞（まち）』を示しています。

(基本方針の具体的なイメージ)

- ①基地跡地の自然そのものを、次世代に引き継ぎたいシンボルとします。
- ②朝霞市民にとって価値のある空間、さらには市外の人にとっても価値のある空間とします。
- ③防災機能（防災公園）、集客機能（公園等の便益施設など）の役割を担います。
- ④緑と文化のまち、自然と親しめる空間、市民が協力してつくるまちを目指します。

【基本理念2】豊かな地域資源を活かし、かつ、歴史を伝えること



【基本方針2】朝霞の原風景ともいえる武蔵野の樹林、人の手の入らないことで形成された特徴的な樹林、基地利用の歴史などの地域資源を受け継ぎ、そこに現在を生きる市民の想いを込めて、次の世代に引き継ぎます。

(基本方針の具体的イメージ)

- ①市民祭、街中での花火、ケヤキ並木、兵舎の跡等の資源を次の世代に引き継ぎます。
- ②自然や基地の歴史など地域資源を生かした空間とします。
- ③基地跡地の規模を活かして、セントラルパークのような価値を創出します。

【基本理念3】周辺の公共施設との連携及び、公共施設の有効活用に配慮すること



【基本方針3】周辺の公共施設と、基地跡地に導入する機能との有機的連携関係の創出により、多彩な魅力と価値を創造します。

(基本方針の具体的イメージ)

- ①基地跡地の利用に併せた、周辺の公共施設の利用・活動の見直し・拡充に配慮します。
- ②行政施策との有機的な結合を検討します。
- ③公共施設用地に公用施設、将来的な検討の例示として市庁舎、市民会館、既存のコミュニティセンター、図書館等を一体化し、新たな拠点にします。
- ④相互に公共施設を連携させ、勉強、研究の場としての利用を考えます。
- ⑤各公共施設が基地跡地により分断されるのではなく、これらを基地跡地を「前庭」として相互につながりを持たせていく利用が必要です。

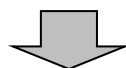
【基本理念4】16.4haを中核とする経済・財政の面で実現性の高い計画を目指すこと



【基本方針4】その実現が市民の願いとなり、かつ実現可能な計画となること。

(基本方針の具体的イメージ)

- ①周辺住民だけではなく、広く朝霞市民、さらには市域外から利用者が来訪する場にします。
- ②朝霞市民にとって価値ある空間の実現を目指します。
- ③重点投資を行うことについて、大方の市民の理解の得られる空間利用を考えます。
- ④国や県の協力・支援や民間資金、民間活力の活用の可能性を検討します。
- ⑤収益性を考慮した施設、イベント等の導入を検討します。
- ⑥都市経営的視点に立って考えます。
- ⑦コスト縮減を図ります。



【基本コンセプト】

周辺の公共施設と連携し、緑に囲まれた“次の朝霞”のための“憩いと交流の拠点”

(3) 基地跡地及び周辺エリアの将来像

基地跡地の立地条件や上位計画等における位置付けを踏まえ、隣接する中心市街地と連携して、朝霞市民の生活向上に貢献する基地跡地及び周辺エリアの形成を目指します。

1) 基地跡地

既存の周辺公共施設の活用及びそれらとの連携とともに、緑の拠点としての機能や、市の文化、スポーツ、レクリエーション的利用など、多面的な活用が期待される本市のシンボルとなる拠点として位置付けます。

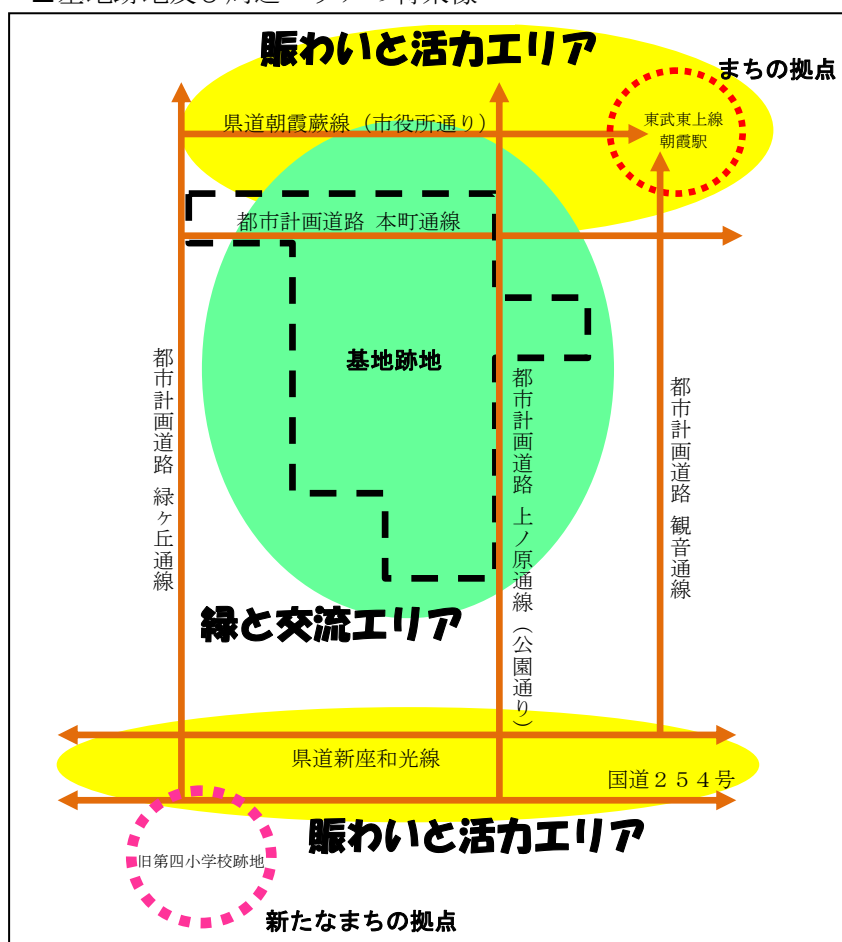
2) まちの拠点

鉄道交通の利便性を活かした本市の中心的な地区として、また、市の玄関口としての機能の強化や商業施設等の立地誘導を図るため、まちの拠点として東武東上線朝霞駅周辺を位置付けます。

3) 新たなまちの拠点

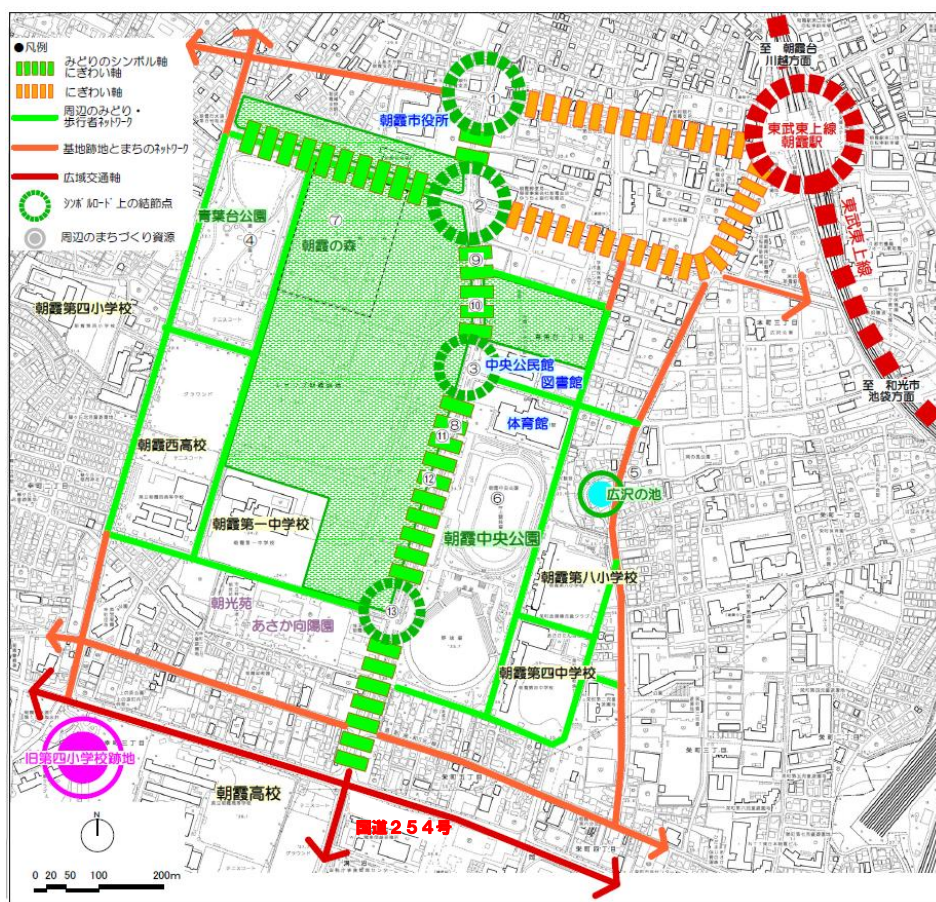
広域交通軸に位置づけられている国道 254 号（川越街道）の沿道で、商業系ゾーンに接する立地特性を活かした土地利用が期待される旧第四小学校跡地を新たなまちの拠点として位置付けます。

■ 基地跡地及び周辺エリアの将来像



4) ネットワーク

■基地跡地及び周辺エリアのネットワーク



①市役所前交差点



②基地跡地北東部交差点



③體育館前交差点



④青葉台公園



⑤ 広沢の池



⑥朝霞中央公園



⑦朝霞の森



⑧上ノ原通線



⑨基地跡地



⑩基地跡地



⑪基地跡地



⑫基地跡地



⑬基地跡地南東角



(4) 土地利用計画

“次の朝霞”のための“憩いと交流の拠点”の形成に向けて、基地跡地（19.1ha）を中心に、隣接する公共施設等用地を含む区域の土地利用計画を以下のように設定します。

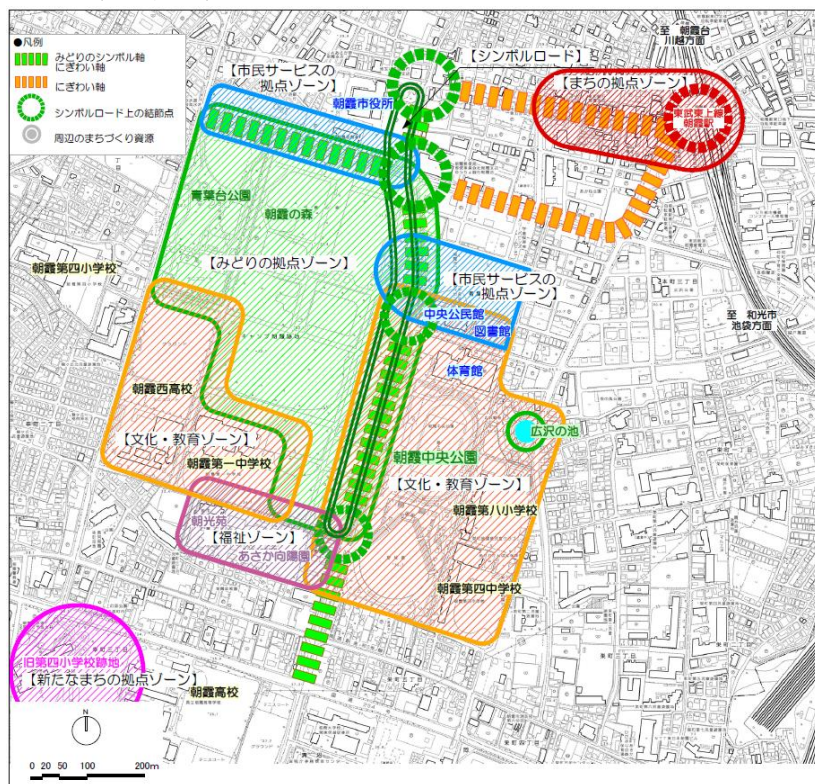
1) 見直しの主なポイント

- ① 現行計画の国家公務員宿舎用地（朝霞の森）と複合公共施設用地を公園用地に変更して、「みどりの拠点ゾーン」を拡大し、青葉台公園や朝霞中央公園との連携や一体的利用の可能性を高めます。
- ② 基地跡地周辺の公共施設の集約化を可能とする用地として、現行計画の図書館北側の公園用地を公共施設用地に変更します。
- ③ 現行計画のシンボルロードを市役所角まで延伸して、駅からの動線（駅前通り）と結節させて、朝霞駅南口の活性化に向けた可能性を高めます。

2) ゾーニングの考え方

- ① 「みどりの拠点ゾーン」を拡大します。（旧国家公務員宿舎用地、旧複合公共施設用地、青葉台公園を加えます。）
- ② 図書館北側の公園用地を中心とした一体を、公共施設集約を目的とする「市民サービスの拠点ゾーン」とします。（土地利用目的の交換）
- ③ 鉄道の利便性を生かした市の中心的な街区として「まちの拠点ゾーン」とします。
- ④ 新たに旧第四小学校跡地を「新たなまちの拠点ゾーン」とします。
- ⑤ 「シンボルロードゾーン」を市役所角まで延伸します。
- ⑥ 新たに、広沢の池、学校を併せて「文化・教育ゾーン」とします。
- ⑦ 朝光苑、向陽園等を「福祉ゾーン」とします。

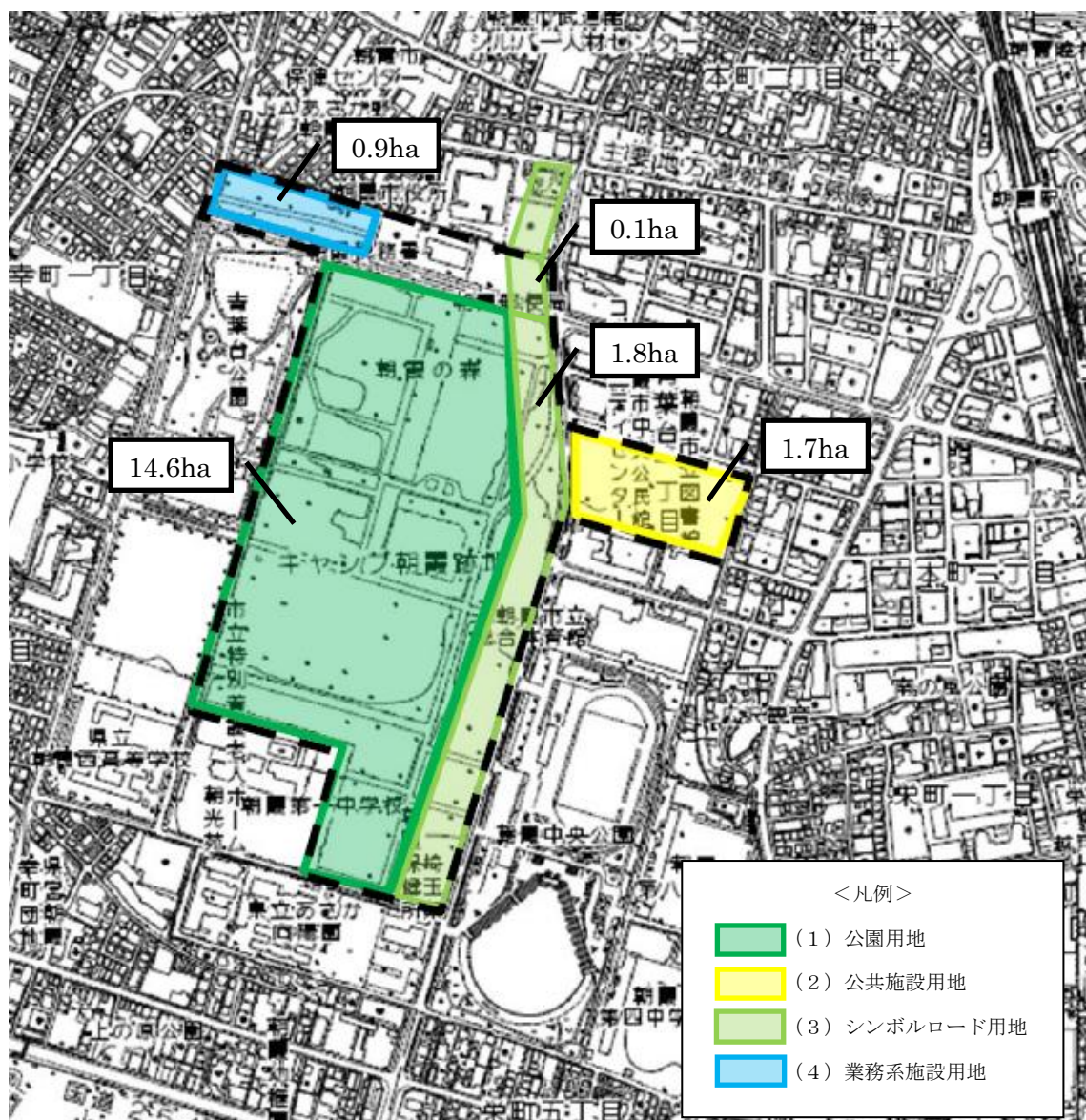
■ 基地跡地及び周辺エリアのゾーニング



3) 基地跡地の土地利用計画

- ①みどりの拠点ゾーンのうち、公園的な利用をする区画を公園用地とします。
- ②市民サービスの拠点ゾーンのうち、行政機能と文化活動の拠点として利用する区画を公共施設用地とします。
- ③シンボルロードゾーンのうち、道路法に基づいて市道認定する区画をシンボルロード用地とします。
- ④朝霞税務署や朝霞公共職業安定所（予定）などを集約した落ち着いた街並みの区画を業務系施設用地とします。

■土地利用計画



3. 主要ゾーンの整備方針

(1) みどりの拠点ゾーン

1) 土地利用方針

- ①各種の上位計画において、基地跡地は、防災拠点やみどりの拠点など多面的な利用可能性を検討すべき空間資源として位置付けられており、その大半を占める公園的な利用をする地区については、「防災拠点機能を備えた総合公園」としての活用は、その趣旨に十分適合したものと考えられます。
- ②多様な動植物を育むうつそうとした樹林をイメージ。樹林を保全するため必要最低限の樹木管理をするとともに、林縁は明るい疎林・草地とすることでエコトーンを形成して生物多様性の増進を図るとともに、散策路等の安全性や快適性も確保します。
- ③人と動物が共存する武蔵野の風景を目指します。現在の樹林を尊重しつつ衰退樹木の植替えを定期的に行い、樹林を生かした明るい空間を形成します。
- ④多様な動植物を育む縁界部（樹林と草地の堺）や草地とします。また、自然性と都市性が調和する緑に囲まれた空間とします。
- ⑤広々とした草地等を設けるなど、レクリエーションやリフレッシュ空間及び花火を打ち上げる空間など、仮設的な利用も含め、様々な利用が行われる空間とします。
- ⑥緑と共生した歩道や広場などの施設や、便益施設等の配置を行います。

2) 活用イメージの例示

- ①生き物の生息エリア、動植物の観察、樹林の育成
- ②森林浴、憩い、読書、散歩、ピクニック、健康遊具、子供の遊び、アスレチック、ボール遊び、自転車、バーベキュー、パフォーマンス、野外コンサート、写生、写真撮影、ドッグラン、花火を打ち上げる空間
- ③防災機能を有した公園（他の施設との連携）
- ④レストラン、カフェ、デイキャンプ場等の便益施設
- ⑤美術館や博物館等の文化施設、ビジターセンター、管理棟

3) 防災公園としての位置付け

「総合計画」及び「防災公園」の定義・基準等は以下のとおりで、「みどりの拠点ゾーン」は、概ねこれらに適合しています。

■総合公園の定義・配置及び規模

主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園（都市公園法）。

総合公園の標準規模としては概ね 10ha～50ha。配置方針として、原則として一の市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する。（都市計画法及び都市公園法）

※平成 25 年度末現在、全国に 1,332 箇所の総合公園が立地し、平均面積は 18.87ha。

[出典：国土交通省 都市公園データベース]

■防災公園の種類と役割

種 類	役 割
広域防災拠点の機能を有する都市公園	大震火災等が発生した場合において、主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる都市公園。概ね 50ha 以上
広域避難地（広域避難場所）の機能を有する都市公園	大震火災等が発生した場合において、広域的避難の用に供する都市公園。被害の状況、防災関連施設の配置に応じて、広域防災拠点の役割を担う場合もある。面積 10ha 以上
一時避難地（一時避難場所）の機能を有する都市公園	大震火災等が発生した場合において、主として一時的避難の用に供する都市公園。面積 1ha 以上
避難路（避難道路）の機能を有する都市公園	広域避難地またはこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路となる緑道。幅員 10m 以上
緩衝緑地の機能を有する都市公園	石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地を遮断する。主として災害を防止することを目標とする緩衝緑地としての都市公園。
身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園	主として身近な防災活動拠点となる都市公園。面積 500 m ² 以上

※基地跡地は太枠を想定しています。

（防災公園技術ハンドブックより）



- ◎ 朝霞市では、第4次朝霞市総合振興計画に掲げる「自然と調和したゆとりある都市づくり」や「安全で快適な生活環境づくり」を推進する観点から、「防災拠点機能を含む高度な公園機能を発揮する総合公園」の整備が望まれところであり、上位計画等で恵まれた“みどり”を活かした「シンボルとなる拠点」づくりが期待されている朝霞基地跡地は、その有力な候補地として位置付けられます。

※現在策定中の「第5次総合計画（案）」では将来像の一つとして「安全・安心なまち」を、また見直し中の「朝霞市都市計画マスタープラン（素案）」では、キャンプ朝霞跡地について、防災拠点やみどりの拠点など周辺施設と連携した多面的な利用可能性の検討を行い地域の交流と活性化を図ります。」と位置付けています。（平成27年7月時点）
よって、引き続きキャンプ朝霞跡地は、「防災拠点機能を含む高度な公園機能を発揮する総合公園」を整備する有力な候補地とします。

- ◎ 「総合公園機能」には、朝霞市民の憩いと安らぎの拠点としての役割が求められ、一方「防災拠点機能」には、防災公園としての役割が期待されます。

4) 公園機能の配置構成と相互連携のあり方

「みどりの拠点ゾーン」を構成する公園的な利用をする区画（16.4ha）及び朝霞中央公園、青葉台公園内の既存資源を有効活用しながら、「防災拠点機能を有する総合公園が備えるべき機能」の例示を踏まえて、「防災拠点機能を含む高度な公園機能を発揮する総合公園」として整備します。

■「防災拠点機能を有する総合公園」が備えるべき機能

	機 能	内 容
総合公園機能	園路・広場	園路・広場
	修景施設	植栽・芝生・花壇・噴水・彫像等
	休養施設	休憩所・ベンチ・野外卓・ピクニック場等
	遊戯施設	徒歩池・野外ダンス場・各種遊戯施設等
	運動施設	各種グラウンド・付帯する建築物等
	教養施設	図書館・劇場・記念碑等建築物や屋外スペース
	便益施設	駐車場・売店・時計台・便所・水飲み場等
	管理施設	事務所・倉庫・掲示板・給排水電気施設等
防災拠点機能	園路・広場	園路・広場・ヘリポート
	植栽	防火樹林帯
	水関連施設	耐震性貯水槽・非常用井戸・散水設備等
	非常用便所	非常用便所
	情報関連施設	非常用放送設備・標識・情報提供設備等
	エネルギー・照明関連施設	非常用電源設備・非常用照明設備
	備蓄倉庫	備蓄倉庫
	管理施設	管理事務所・係留施設

「都市計画マニュアルⅠ都市施設・公園緑地編」および「防災公園技術ハンドブック」より

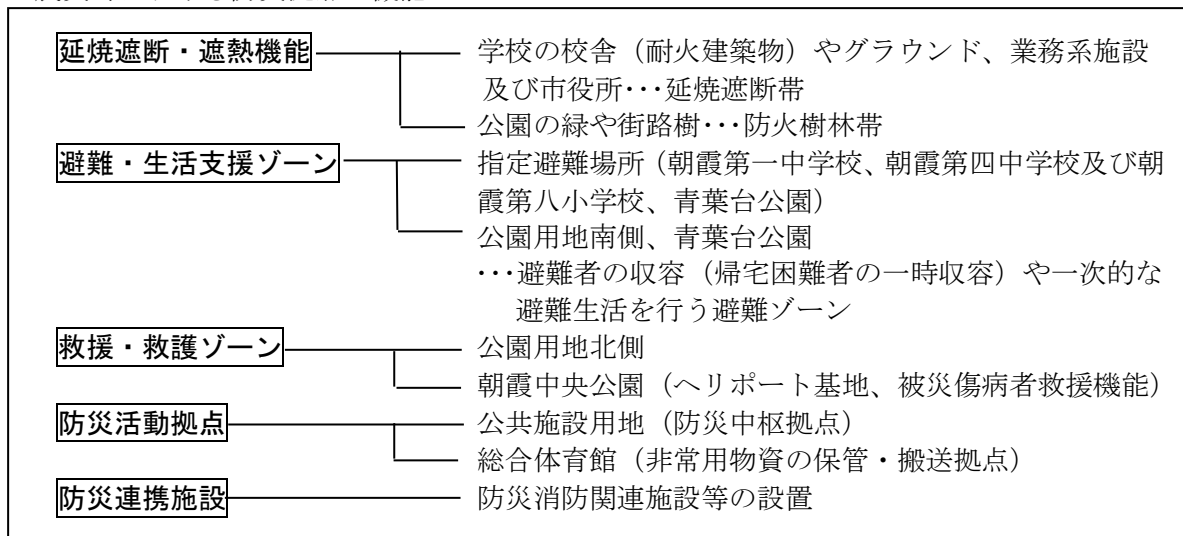
5) 平常時と震災時の公園機能

平常時には「総合公園」としての機能を発揮し、震災時には「防災公園」としての機能を発揮できるように、各ゾーンにおいて機能転換を図れるようにします。

6) 学校施設等を活用した防災拠点形成の方向性

「みどりの拠点ゾーン」ばかりではなく、指定避難所に指定されている周辺の学校施設（朝霞第一中学校、朝霞第四中学校及び朝霞第八小学校等）などを含めて、一体的な防災拠点ゾーンの形成を目指します。

■震災時における防災拠点の機能



（２）市民サービスの拠点ゾーン〔公共施設、業務系施設〕

１）概要

①現行の複合公共施設用地（2.0ha）と、図書館北側公園用地（1.7ha）の土地利用目的を交換することで、基地跡地中心の公園エリアの一体利用が可能となるとともに、図書館北側の用地と、隣接する図書館及び中央公民館用地（0.85ha）を合せて事業エリアとすることで、幅広い整備の検討が可能となります。

②公共施設用地への移設・集約を想定する施設の敷地面積が、約 1.7ha（現行計画より約 0.3ha 減）となります。

③次の施設は、移転・集約の対象外とします。

- ・朝霞税務署 ⇒ 現地で建替え等
- ・朝霞公共職業安定所 ⇒ 朝霞税務署東側に移転予定
- ・保健センター ⇒ 現行建物の耐震化工事もしくは移転を検討

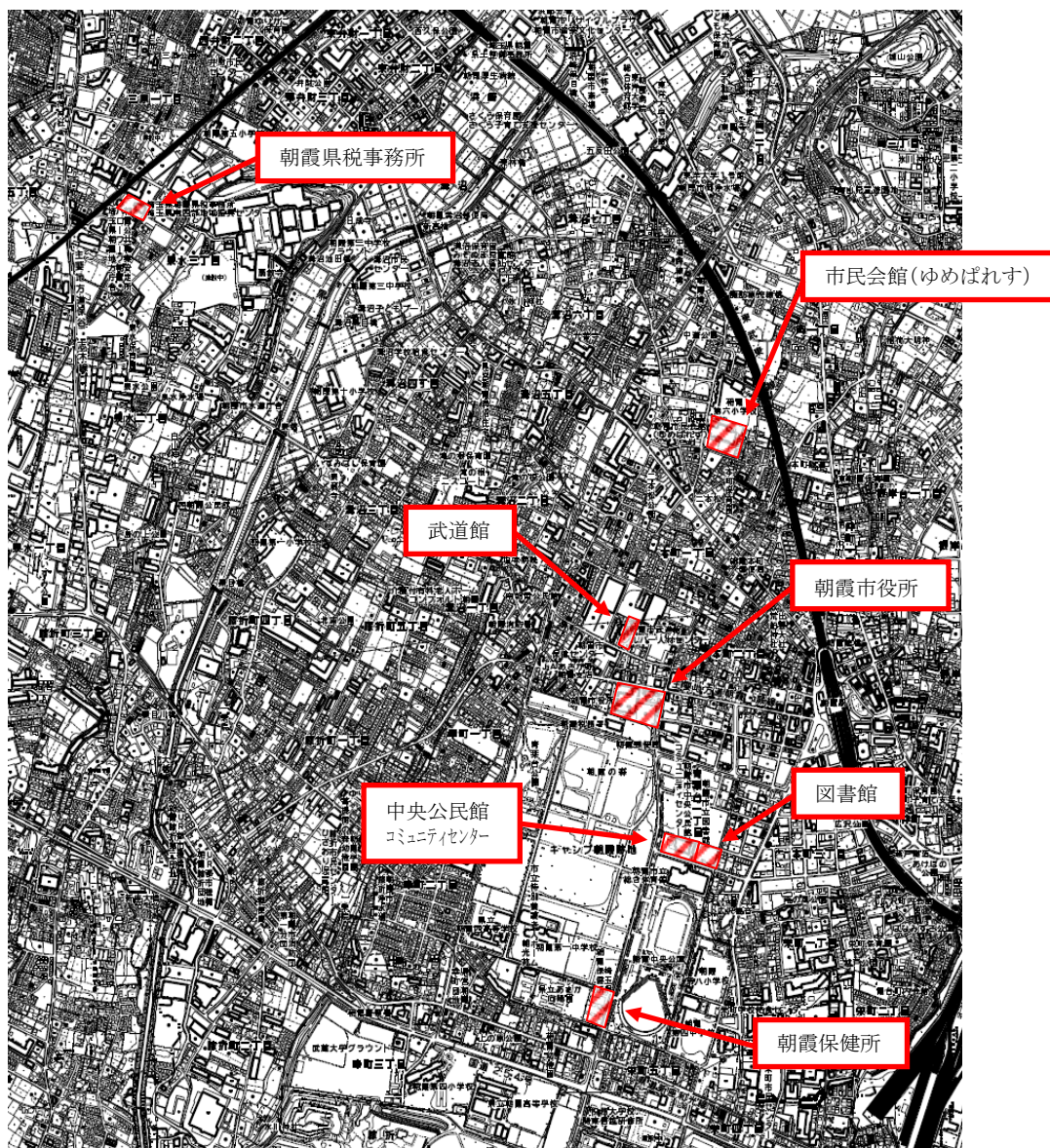
【仮定条件】

- ・7施設について『公共施設用地』への移設・集約化を仮定します。
- ・計画延床面積＝現況延床面積（約 27,500 m²）×1.2＝33,000 m²
- ・敷地面積＝33,000 m²÷200%※＝16,500 m² ≒ **1.7ha** ※基準容積率 200%

■周辺公共施設の概要

	施設名	施設概要			
県	朝霞県税事務所	敷地面積：3,573 m ²	延床面積：1,219 m ²	容積率：34%	建築年次：S47年
	保健所	敷地面積：5,000 m ²	延床面積：1,593 m ²	容積率：32%	建築年次：S58年
市	中央公民館・コミュニティセンター	敷地面積：5,000 m ²	延床面積：4,169 m ²	容積率：83%	建築年次：S59年
	図書館	敷地面積：3,500 m ²	延床面積：2,752 m ²	容積率：78%	建築年次：S62年
	市役所	敷地面積：12,402 m ²	延床面積：9,839 m ²	容積率：79%	建築年次：S47、H4年
	市民会館	敷地面積：8,612 m ²	延床面積：6,958 m ²	容積率：81%	建築年次：S51、H9年
	武道館	敷地面積：2,114 m ²	延床面積：932 m ²	容積率：44%	建築年次：S51年

■周辺公共施設の位置図



2) 土地利用方針

①用地の利用方針

- i) 公共施設用地に集約する国・県・市の公共施設については、今後改めて検討を行います。
- ii) 業務系施設の事業は、今後、国等により事業主が検討されることが考えられますが、市の土地利用方針として、業務系施設用地には、敷地①、税務署用地及び朝霞公共職業安定所用地（予定）を一体として、本町通線を軸に業務系施設を誘導します。なお、用地の北側住宅地への日影や通風に配慮した施設配置とするよう計画します。
- iii) みどりの拠点ゾーンの周辺に位置する市民サービスの拠点ゾーンでは、既存の樹林を活かした緑豊かなオープンスペース（公開空地等）をできるだけ広く確保します。
- iv) 歩行者の安全確保等を目的として、地区計画等により歩行者空間を確保します。
- v) バスルートや駐車場の配置等の検討にあたっては、市内の交通体系への影響も考慮します。

②用地の暫定利用方針

公共施設用地における事業が着手されるまでの間は、可能な範囲で管理の委託を進めるほか、駐車場として暫定利用するなど、市及び公共的団体による暫定利用策を検討し、また、業務系施設用地における事業が着手されるまでの間は、駐車場及び消防訓練場用地として暫定利用します。

③用地の施設誘導等の計画方針

- i) 公共施設の導入施設の選定には、施設の必要性や市民ニーズ、施設の耐久性、老朽化、環境側面、施設のライフサイクルコスト等総合的な視点に立って慎重に検討します。
- ii) 公共施設、シンボルロード、公園及び業務系施設の建設整備に際して、既存樹木の保存等みどりの保全、建物の構造、工法使用する資材等における環境への配慮や、日影、電波障害への対応を事業主に所要の対応を求めます。
- iii) 公共施設及び業務系施設の事業主は、低層階部分への店舗・飲食施設等の業務系の導入又は誘導に際して、地元商工会等との協議を行うなど、地域経済の発展に資するよう特段の配慮を求めます。

3) 活用イメージの例示

- ・ 市民会館、図書館、公民館、市庁舎を一体化した文化活動の拠点として活用できる行政施設とします。
- ・ 周りの公園は、施設の前庭として連携を持たせます。
- ・ 税務署、郵便局など公共施設等が並ぶ落ち着いた街並みを形成します。

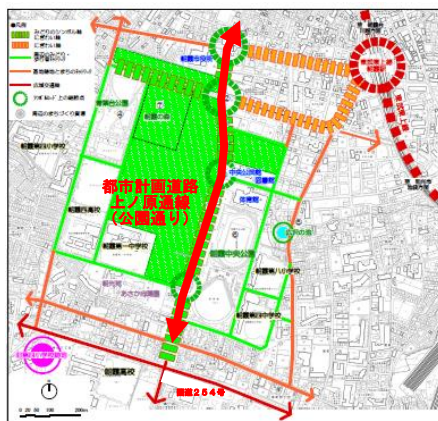
(3) シンボルロード

1) 朝霞市の都市構造から見た「公園通り」の位置付け

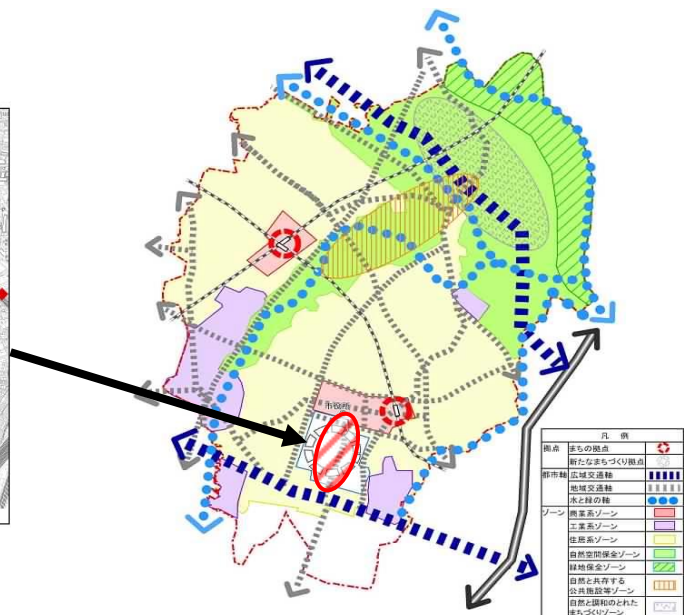
「公園通り」は、朝霞市全体の都市構造の中で、以下のように位置付けられます。

- ①都市間幹線道路である国道 254 号（川越街道）と本市の中心市街地を結ぶ都市軸となる路線であり、来訪者に対して朝霞市を印象付けるゲート道路として位置付けられます。
- ②市役所、中央公民館、図書館、総合体育館、朝霞中央公園等の公共施設が集積したエリアの中心軸となる道路であり、朝霞市の中で特に一般市民の往来の多い道路です。

■「公園通り」の位置づけ



(基地跡地及び周辺エリアのネットワーク)

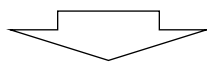


(出典：朝霞市都市計画マスタープラン)

2) 期待される整備効果

公園通りに沿ってシンボルロードを整備することにより、以下のような整備効果が期待できます。

- ①基地跡地に残された樹林地や朝霞中央公園等に挟まれた道路であり、国道 254 号（川越街道）と中心市街地を結ぶ都市軸が強化されるとともに、朝霞市の都市イメージの向上に貢献する効果が期待されます。
- ②現状でも、彩夏祭のステージなど市民活動の場として利用されており、広幅員のシンボルロードとして整備することにより、更なる有効活用が期待されます。
- ③基地跡地を「防災拠点機能を有した公園」として整備した場合、広幅員のシンボルロードが災害時の緊急動線や避難路として機能するなど、基地跡地の利用価値を高める効果が期待されます。

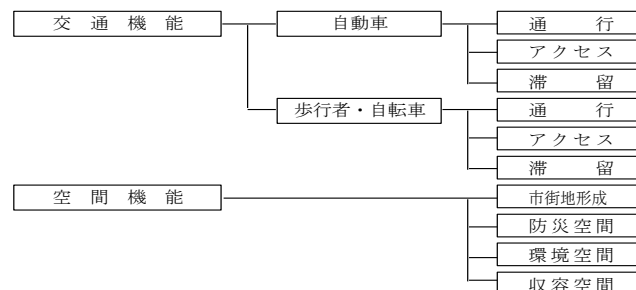


- ◎「公園通り」は、朝霞市全体の都市構造の中で、特に一般市民や来訪者の利用の多い都市軸を構成する道路であり、本市を象徴する緑に囲まれたシンボルロードとして整備すべき路線であると言えます。
- ◎ また、基地跡地が「防災拠点機能を備えた総合公園」としての整備を目指していることから、アクセス軸となる「公園通り」が広幅員のシンボルロードとして整備されることで、双方の利用価値が高まる相乗効果が期待されます。

3) シンボルロードとして必要な構成要素

一般的に、道路には、「交通機能」、「空間機能」の2種類の機能が求められます。

- ①交通機能: 道路の持つ一義的な機能であり、自動車や歩行者・自転車それぞれについて、安全・円滑・快適に通行できるという「通行機能」、沿道施設に容易に出入りできるなどという「アクセス機能」、自動車が駐車したり、歩行者が滞留できるなどという「滞留機能」があります。
- ②空間機能: 都市の骨格形成や沿道立地の促進などの「市街地形成」、延焼防止などのための「防災空間」、緑地や景観形成、沿道環境保全のための「環境空間」、交通施設やライフライン（上下水道等の供給処理施設）などの「収容空間」としての機能があります。



- ・これを踏まえて、「公園通り」を舞台に朝霞市らしいシンボルロードとして整備する場合、特に重要な要素として以下の機能があげられます。

【基本的な交通機能】

- ①歩行者・自転車の円滑で安全な通行を支える『交通機能』
 - …歩行者・自転車通行量に応じた歩道及び自転車専用レーン

【シンボルロードとして必要な機能】

- ③朝霞市のイメージを高め、快適な散策等ができる『アメニティ機能』
 - …街路樹等の環境施設帯及び環境に配慮した高品質な歩道舗装等
- ④市民が祭りやイベントを楽しむことができる『広場機能』
 - …広幅員の歩道空間等

【防災拠点機能を高める機能】

- ⑤災害時の緊急動線や避難路としての『防災機能』
 - …広幅員の歩道空間等

4) シンボルロードの整備・活用イメージ

シンボルロードの整備については、後の「公園・シンボルロード整備基本計画」の見直し時に改めて検討されるため、ここでは緑の現況を踏まえて3つのタイプに分けて整備イメージを例示します。

既存樹木や樹林の状況など環境資源や都市構造・都市活動を踏まえ、日常的な通行機能、オシャレな時間を過ごせる賑わいの空間、滞留やイベント等の幅広い利用、緑の保全と活用など、望ましい形態、機能の導入、利用を考えます。

表：緑の現況タイプと整備・活用のイメージ

緑の現況 タイプ 整備・活用	1. 樹木密度が高い場所	2. 樹木密度が中間の場所	3. 樹木密度が低い場所
整備の イメージ	・ 樹木の保全と歩行者・利用者の安全性と快適性の確保の両立を図ります。 ・ 樹林、樹木の保全に配慮した歩道や広場の設置や施設配置をします。 ・ 歩行者道沿いは、下草や下枝を刈り込むなど見通し等の安全性や快適性の向上を図ります。 ・ 保全林はつる切や不良樹木の除伐により、活力ある樹林再生を図るとともに、明るい疎林・草地エリアを確保することにより多様なエコトーンを形成し、生物生息のポテンシャルを向上させます。	・ 既存樹木・樹林を活かした明るい林と草地広場に面した歩行者空間、レクリエーション空間、リフレッシュ空間とします。 ・ 樹林、樹木の保全、緑と共生した歩道や広場の設置や施設配置をします。 ・ 園路のような歩道とします。 ・ 「1. 樹木密度が高い場所」のエリアと連続することによる多様なエコトーンの形成 ・ 歩道沿いは花木や草花などにより修景を図ります（花の小道）。	・ 景観木等の保全に配慮しながら、自然性と都市性が調和する広場、歩行者空間とします。 ・ 仮設的な利用も含め、利用可能性の高い広場とし、様々な利用、交流、発信が行われる文化的で賑わいのある街角広場とします。 ・ オシャレな時間を過ごせる賑わいの場所とします。 ・ 災害時の消防隊等の受け入れ場所など防災面での機能も有する場所とします。 ・ 緑に配慮した歩道や広場の設置や施設配置をします。 ・ 自然性と都市性の両面が感じられる歩道、広場とします。 ・ 利用の可能性を高める空間のしつらえとします。
導入施設 整備	・ 通路、散策路、林間広場 ・ ベンチ、手作りベンチ ・ 樹林の手入れ	・ 通路、散策路、草地広場 ・ ベンチ、縁台、デッキ ・ 樹木の手入れ、花の植栽・管理	・ 通路、街角広場 ・ ベンチ、可動式テーブルベンチ、デッキ ・ カフェ等の店舗、可動式テントや仮設屋台
通行	・ 既存の歩道の拡幅：歩行者自転車道としての安全な幅員の確保 ・ 樹林の間を抜ける歩道や、広場の設置 ⇒快適・安全な歩行者ネットワークの充実	・ 既存の歩道の拡幅：歩行者自転車道としての安全な幅員の確保 ・ 樹木の間を通る歩道や、広場の設置 ⇒快適・安全な歩行者ネットワークの充実	・ 既存の歩道の拡幅：歩行者自転車道としての安全な幅員の確保 ・ 樹木の間を通る歩道や、広場の設置 ⇒快適・安全な歩行者ネットワークの充実
健康：軽運動	・ 既存の歩道の拡幅：歩行者自転車道としての安全な幅員の確保 ・ 散策路 ⇒ジョギング、ウォーキング、散策	・ 既存の歩道の拡幅：歩行者自転車道としての安全な幅員の確保 ・ 草地広場、散策路 ⇒ジョギング、ウォーキング、散策、ヨガや体操	・ 既存の歩道の拡幅：歩行者自転車道としての安全な幅員の確保 ・ 街角広場 ⇒ジョギング、ウォーキング、散策、ヨガや体操
休息	・ ベンチ ⇒休憩 座る 歓談 飲食（軽食、普段の昼食など） 読書等	・ ベンチ、縁台 ・ デッキ ⇒休憩 座る、横たわる 歓談 飲食（軽食、ピクニック、普段の昼食など） 読書等	・ ベンチ、縁台 ・ デッキ ・ 屋台、移動販売車 ⇒休憩 座る、横たわる 歓談、飲食（カフェ店舗、屋台、軽食、ピクニック、普段の昼食など）読書等
学習、観賞	・ 樹木の保全 ⇒バードウォッチング、動植物の観賞・観察 学習会、課外授業、植栽や維持管理など	・ 樹木の保全 ⇒バードウォッチング、動植物の観賞・観察 学習会、課外授業 植栽や維持管理など	・ デッキ、街角広場 ⇒ストリートライブ、大道芸などのパフォーマンス 彩夏祭の観覧席、フリーマーケット、ガーデニングショー、フラワーカーペット

①シンボルロード イメージ1



【イメージ1】樹木密度が高い場所

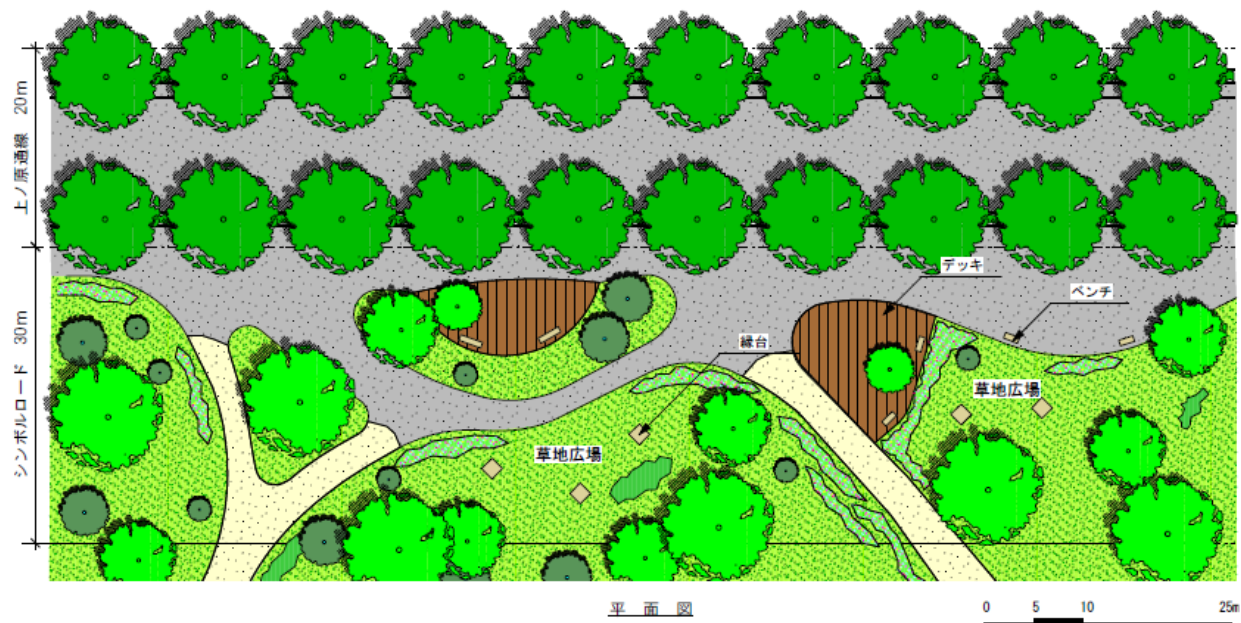
○空間イメージと整備内容

- ・樹木の保全と安全性・快適性の両立を図ります。樹林、樹木の保全に配慮しながら林縁は明るい疎林・草地とすることで、エコトーンを形成して生物多様性の増進を図るとともに、歩行者路、広場の安全性、快適性も確保します。
- ・下草・下枝刈、つる切り、除伐
- ・樹林の間を抜ける歩道（散策路）や林間広場
- ・ベンチ、手作りベンチ

○利用形態と可能性

- ・休憩、歓談、飲食、読書等
- ・ジョギング、ウォーキング、散策
- ・バードウォッチング、動植物の観察・観賞、学習会、課外授業
- ・ベンチづくり、樹林管理、植栽等の維持管理活動

②シンボルロード イメージ2



【イメージ2】 樹木密度が中間の場所

○空間イメージと整備内容

- ・既存樹木、樹林を活かした明るい樹林と草地広場とし、林間レクリエーション、リフレッシュ空間とします。緑と共生した歩道や広場の設置や、施設配置を行います。
- ・樹木の間を通る歩道（通路、散策路）や草地広場を配置します。
- ・縁台、ベンチを配置します。

○利用形態と可能性

- ・休憩、歓談、飲食、読書等、
- ・ジョギング、ウォーキング、散策、ヨガ
- ・飲食
- ・バードウォッチング、動植物の観察・観賞、学習会、課外授業
- ・植栽（花の小道づくり）、樹林管理などの維持管理活動

③シンボルロード イメージ3



シンボルロード イメージ3

【イメージ3】 樹木密度が低い場所

○空間イメージと整備内容

- ・自然性と都市性が調和する緑に囲まれた歩道、広場とします。仮設的な利用も含め、利用可能性の高いものとします。
- ・広場とし、さまざまな利用、交流、発信が行われる文化的でにぎわいの感じられる街角広場を目指します。
- ・オシャレな時間をすごせるにぎわいの場所とします。
- ・災害時の活動等、防災機能を持つ場所とします。
- ・樹木の間を通る歩道や広場とします。
- ・デッキは、普段は休憩施設として、また、ストリートライブなどステージとしても利用します。
- ・テーブル・ベンチ（可動式）、テント（可動式）を設置します。
- ・カフェ等の店舗や仮設屋台を配置します。

○利用形態と可能性

- ・休憩、歓談、飲食、読書
- ・ジョギング、ウォーキング、散策
- ・ストリートライブ、大道芸など
- ・フリーマーケット
- ・彩夏祭の観覧席
- ・ガーデニングショー、フラワーカーペット

(4) 文化・教育ゾーン

1) ゾーンの概要

基地跡地及びその周辺エリアのうち、「朝霞第一中学校、県立朝霞西高校」一帯と、「総合体育館、陸上競技場及び野球場、広沢の池」一帯を文化・教育ゾーンと位置付けます。

2) 活用イメージの例示

- ①朝霞中央公園や広沢の池をゾーンに含めることで、文化財を生かした歴史の伝達と、水と緑豊かな場所を目指します。
- ②学校がみどりの拠点ゾーンを前庭（基地の自然を教材）として活用します。
- ③みどりの拠点ゾーンを起点として周辺の公共施設等と有機的な連携を図ります。

(5) 福祉ゾーン

1) ゾーンの概要

みどりの拠点ゾーン及びその周辺エリアのうち、「朝霞保健所、あさか向陽園、朝光苑」一帯を福祉ゾーンと位置付けます。

2) 活用イメージの例示

- ①基地跡地を前庭として位置付けて連携を図り、散歩したり、体を動かします。
- ②周辺の学校等と交流します。

(6) まちの拠点ゾーン

1) ゾーンの概要

朝霞駅南口駅前通りと都市計画道路本町通線は、朝霞駅とシンボルロードをつなぐ主要なアクセスルートとして計画に位置づけ、賑わいと活力の創出を促進します。

2) 活用イメージ

- ①鉄道の利便性を生かした市の中心的な街区として、また地域生活の玄関口としての機能強化や商業施設等の立地誘導を図ります。
- ②市域外からの基地跡地の利用者呼び込む玄関口。キャンプ朝霞跡地利用や既存施設との連携による魅力ある市の中心ゾーンを形成します。

(7) 新たなまちの拠点ゾーン

1) ゾーンの概要

旧第四小学校跡地は、都市経営の観点から、基地跡地の事業推進のための資力確保（用地活用及び継続的な税収入、雇用創出）及び市外からの誘客を担う核エリアとして位置付けます。

2) 活用イメージの例示

- ・約 3ha の規模、国道沿いの立地を活かした土地利用を期待します。
- ・定期借地などで民間活用を図り、借地料、税収を基地跡地の基金として積み立てます。
- ・民間店舗等が出店した場合、利用者の基地跡地利用が期待されます。
- ・朝霞駅から基地跡地に向けたにぎわいと活力の軸を、結ぶことで朝霞駅と旧第四小学校跡地を起点とした基地跡地周辺の回遊性が期待されます。

4. 実現化の方針

(1) 用地取得、整備費等に係る補助金等の活用

基地跡地整備の推進に向けて、将来にわたる市の財政負担等を十分考慮し、国や県の補助金など効果的・効率的な制度を活用します。

1) 社会資本整備総合交付金

「活力創出」、「市街地整備」等の各政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画や都市防災事業計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援する交付金で、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金であるため、公園、道路等の整備に積極的に活用します。

①該当事業 i) 道路（シンボルロード）

- ・都市再生整備計画事業、道路事業

ii) 公園

- ・都市公園事業
- ・防災緑地緊急整備事業
- ・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業
- ・緑化重点地区総合整備事業

iii) 防災

- ・都市防災総合推進事業

②交付期間 概ね3年～5年

③補助率 i) 道路 ～ 概ね事業費の4割（都市再生整備計画事業の場合）

ii) 公園 ～ 整備費1/2、（用地取得費は1/3）

iii) 防災 ～ 整備費1/2、（用地取得費は1/3）

2) 地方債（起債）

財政の平準化や世代間の負担の公平性などを勘案して、財政に必要な財源として地方債を活用します。

(2) 周辺地域との連携

1) 朝霞駅周辺 [=まちの拠点ゾーン]

朝霞駅南口駅前通りと都市計画道路本町通線は、朝霞駅とシンボルロードをつなぐ主要なアクセスルートとして計画に位置付け、賑わいと活力の創出を促進します。

具体的な施策として、駅前通りのアメニティロード化事業の推進による歩行環境の改善等、商業活性化を図るための取組を進めます。

2) 新たなまちの拠点ゾーン [=旧第四小学校跡地]

旧第四小学校跡地は、都市経営の観点から、基地跡地の事業推進のための資力確保（用地活用及び継続的な税収入、雇用創出）及び市外からの誘客を担う中核として計画に位置付けます。

3) 公園と周辺公共施設との一体化・回遊性の創出

公園が周辺公共施設と一体的な空間として機能し、回遊性を生み出す公園・シンボルロードの施設配置等を検討します。

屋外展示や読書場の提供、学校や保育園の環境学習での活用、保健センター等による健康教室の開催、ランニングやサイクリングコースの設定などにより、多様な主体・世代間の交流を促進し、新たな地域文化を創出する拠点（＝シンボル）となるよう検討します。

(3) 民間活用、収益性の確保

国道 254 号（川越街道）の沿道で、都市計画における商業系ゾーンに接する立地特性を生かした土地利用が期待される旧第四小学校跡地に民間商業施設を誘致するなど、民間資金や民間活力の導入により大規模跡地を有効活用して増収効果を狙い、基地跡地の維持管理費等を確保します。また、PFI 方式の活用、定期借地などの手法を検討します。

5. 整備計画と事業費

(1) 整備計画

1) 朝霞市基地跡地利用計画の見直し後、地区の土地利用を適正に誘導するために「朝霞基地跡地地区地区計画」を見直します。

また、見直した朝霞市基地跡地利用計画に沿って基地跡地の利用を推進するにあたり、公園とシンボルロードの整備に向けての整備方針、整備水準、ゾーニング及び基本計画図等を定めている「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画」を見直します。

2) 市民祭「彩夏祭」の円滑な運営に資するなど市民による基地跡地の早期有効活用のため、シンボルロードを優先的に整備します。

3) 公園用地は、当面、国からの管理の受託などにより暫定的に利用し、最終的には市が整備します。

4) 公共施設用地における公共施設の移転集約化には、関係機関との調整や施設の耐用年数等の関係を考慮しなければならないことから、公共施設用地は当面、国からの管理の受託などにより暫定的に利用し、一定の準備期間を経て段階的に用地を取得し、整備します。

5) 業務系施設用地は、当面、国からの管理の受託などにより暫定的に利用するとともに、国、県と協議し用地の処分方法等を決定します。

6) 市の財政負担については、平準化するように配慮します。

7) 市が取得又は無償で借り受ける部分については、土壌汚染等の対策費用を軽減することを目指します。

なお、土壌汚染や地下構造物の対応については、国において速やかに調査を行い、内容を明らかにし、国の責任と負担により撤去するよう要望します。

(2) 先行プロジェクト

シンボルロードについては、市が道路法に基づき道路認定を行うことで用地の無償貸付けを受けることができることから、先行して着手を目指します。

当計画の見直し後、公園・シンボルロード整備計画の見直しを行うことから、当面は暫定的な開放とし、いくつかの段階を経た整備を検討します。

(3) 事業費等の概算

1) 用地取得費

キャンプ朝霞跡地のうち、公園的な利用をする区画については、国有財産法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 73 号）第 22 条の規定に基づき、引き続き無償貸付けを求めます。

しかし、現行、国有財産特別措置法及び返還財産の取扱い方針により、「公園」の場合は 3 分の 2 については無償貸付け、残りの 3 分の 1 については時価払いとなっていることから、この条件に基づき試算します。

①公園用地 ～ 有償取得（1/3 市負担）

・朝霞の森 $3.0\text{ha} \times 1,890,000 \text{ 千円/ha} \times 1/3 = \underline{1,890,000 \text{ 千円}}$

・中央部分 $11.6\text{ha} \times 1,890,000 \text{ 千円/ha} \times 1/3 = \underline{7,308,000 \text{ 千円}}$

②公共施設用地 ～ 有償取得（1/1 市負担）

$$1.7\text{ha} \times 2,490,000 \text{ 千円/ha} \times 1/1 = \underline{4,233,000 \text{ 千円}}$$

③道路用地 ～ 道路法に基づく認定により無償貸付け $1.9\text{ha} \times 0 \text{ 千円/ha} = \underline{0 \text{ 千円}}$

④業務系施設用地（0.9ha） ～ 国、県と処分協議

※用地取得費の算出に当たっては、「朝霞市基地跡地利用計画（平成 20 年 5 月）」の算定金額を参考としました。

※単価については、経年変化や業務系用地の処分計画等により用地取得費の増減が考えられます。

2) 整備工事費

①公園用地

- ・朝霞の森（3.0ha） 整備済み
- ・中央部分（朝霞の森除く 11.6ha）

$$11.6\text{ha} \times 28,000 \text{ 千円（} \sim 50,000 \text{ 千円）/ha} = \underline{324,800 \text{ 千円（} \sim 580,000 \text{ 千円）}}$$

※公園用地の整備工事費は、「朝霞市基地跡地利用計画（平成 20 年 5 月）」の埼玉県営公園整備費等参考資料を基に算出しました。

※公園の設備水準、防災公園の有する機能等によっては、金額の増減があります。

■県営公園整備費等参考資料（「朝霞市基地跡地利用計画（平成 20 年 5 月）」より引用）

公園名	和光樹林公園	彩の森入間公園	狭山稲荷山公園	所沢航空公園
開設年	平成元年一部 平成 5 年全園	平成 10 年	平成 14 年	昭和 53 年
面積	20.2ha	15.0ha	16.5ha	50.1ha
整備事業費の 積算概要	多目的広場、ジョギングコース、芝生広場、防災施設、エントランス広場、休憩舎、四阿、トイレ、駐車場、園路	管理センター、多目的広場、芝生広場、防災施設、池、休憩舎、四阿、トイレ、駐車場、噴水、園路	管理事務所、芝生広場、防災施設、トイレ、駐車場、園路	管理事務所、芝生広場、子供の広場、防災施設、池、彩翔亭、野球場、テニスコート、運動場、売店、野外ステージ、噴水、駐車場、トイレ、噴水、放送塔
整備事業費総額 (ha 当たり単価)	1,022,000 千円 (50,000 千円/ha)	2,762,000 千円 (184,000 千円/ha)	463,000 千円 (28,000 千円/ha)	8,741,000 千円 (174,000 千円/ha)

②道路用地（シンボルロード）

試算にあたっての例として、イメージ1～3（当利用計画書23～25ページ）を基に算出しました。

i) イメージ1～2（1.2ha）

既存樹木や樹林の保全に配慮した歩道や広場の設置や施設配置します。

$$1.2\text{ha} \times 30,000 \text{ 千円/ha} = 36,000 \text{ 千円}$$

ii) イメージ3（0.6ha）

既存樹木を残しつつも、交通機能、広場機能、アメニティ機能等を踏まえて整備する。

$$0.6\text{ha} \times 105,000 \text{ 千円/ha} = 63,000 \text{ 千円}$$

$$\text{合計 i + ii} = 99,000 \text{ 千円}$$

※この試算の対象は、測量、設計、工事、伐採に係る費用を計上しています。
その他、舗装撤去、工作物の撤去費、設備等は別途計上となります。
※道路の設備水準等によっては、金額の増減があります。

③公共施設用地 詳細未定のため試算せず

④業務系用地 詳細未定のため試算せず

3) 維持管理費〔1年〕

①公園用地

・朝霞の森 $3.0\text{ha} \times 1,800 \text{ 千円/ha} = \underline{5,400 \text{ 千円}}$

・中央部分 $11.6\text{ha} \times 1,800 \text{ 千円/ha} = \underline{20,880 \text{ 千円}}$

<参考（平成26年度）>

- ・市民参画による朝霞の森（3.0ha）の暫定管理においては、市は施設管理委託料として 1,440 千円/ha の支出をしました。

※朝霞の森の平成26年度の施設管理委託料は、危険物探査の実施により除草回数を抑えることができた。
※平成27年度は、除草の回数の増加等から、増額が見込まれる。

- ・宮戸緑地等の維持管理に係る費用として、市は委託料及び工事請負費として 1,790 千円/ha の支出をしました。

②公共施設用地 詳細未定のため試算せず

③道路用地 $1.8\text{ha} \times 1,800 \text{ 千円/ha} = \underline{3,240 \text{ 千円}}$

④業務系用地 詳細未定のため試算せず

※平成 26 年度の緑地等の維持管理に係る費用を参考に試算しました。
※維持管理内容によっては、金額の増減があります。

4) その他

①危険物探査

＜参考＞朝霞の森：9,360 千円／ha

②土壤汚染対策費

＜参考＞基地跡地利用計画（平成 20 年 5 月）より抜粋：130 千円／m²

6. 計画の推進に向けて

基地跡地利用計画見直し検討委員会において、本利用計画書の本編に取り込んだもののほか、委員から下記の意見も出されましたので、今後の事業において参考とすべき事項として下記に記載します。

(1) 基地跡地全般

- ・核、シンボルとなるものを整備し、周辺の緑を残して、そこを有効的に利用しつつ、維持管理の活動ができる形が良い。
- ・基地跡地は、負の遺産として考える必要もある。全て残すのではなく、うまく残すことで、プラスのシンボルとなるように、注意していかなければならない。何でも残すのは違う。
- ・公園とした場合、維持管理をできるだけボランティアで行うという意見もあるが、それで維持費を100%賄うのは、非常に疑問が出てくる。そういう所を考慮し、ただ公園があるのではなく、全体のことをしっかりと考えていく。
- ・補助金等を受けながら、重荷にならない形の公園づくりが大事である。関東一円にまちの真ん中で花火を上げる所はなく、一つの大きなシンボルとなりうる。
- ・それぞれの施設の庭として使える様になると、新しい活動が生まれ、更に交流が活発化すると、朝霞から新しい文化が生まれる。
- ・実現可能性の高い計画を考えると、課題は財政面である。公園であれば、緑を守りながら、レストランを造ったり、フリーマーケットや催事を定例的に開催して、そのテナント料をいただき、維持管理費に幾らか充てることも、利用の中で収益を生み出す仕組みとしては成り立つ。緑を守ることと持続的にこの場所を維持運営していくための収益性の確保の両立する方法を更に考えていく。
- ・生活拠点であるとともに市外の方に対しても、魅力的な文化、交流の拠点づくりを併せて発信していくと良い。
- ・都市計画マスタープランの議論等で旧第四小学校跡地の商業施設利用の話も出ている。外から人を呼ぶなら、多くの人に朝霞の魅力を知って貰うことが、この基地跡地にも繋がる。
- ・今の時代、箱ものを造ると、緑が破壊される時代ではなく、緑を生かした中で施設があり得る時代である。公園の中にも、人を呼び込み楽しんでもらって、有意義な時間を過ごせる装置、あるいは建物や施設や設備が当然必要である。
- ・人が集まらなければ、シンボルを造っても意味がなく、ただの飾りになってしまう。段階的に取組み、少しずつ大きくしていった方が分かりやすい。

(2) 公園用地

- ・武蔵野の森とは異なるという結果が出ているので、市民と一緒に、ここを武蔵野の森として、育てるエリアとしても良い。
- ・環境学習や日頃の憩いで市民が利用できる緑のエリアがあって良い。緑を全部一つの緑として捉えるのではなく、ある程度目的を定めてエリア分けしていく検討ができれば良い。
- ・周辺公共施設との連携を、これからもっと注視していくこと。
- ・手を入れないのではなく、手を入れて遺していくことを考えたい。
- ・既存の基地内道路を活用して、実際に造りながらエリアを決めても良いのではないかな。

(3) 公共施設用地

- ・市民会館など、民間企業の力も借り、高層化するなどして、市の負担を減らして考えていくことができれば良い。
- ・事業用地としてあれだけの広大な土地は、建替えに良い場所である。目先の事だけでなく、長期的なスパンで検討していく必要がある。
- ・朝霞の施設をまとめて、高層ビルにする。行政の機能とカフェやレストランなども造り、残りの部分は売却し費用を捻出する。高層の階には、四市を展望できる、あるいは東京まで、夜景を見られる施設にすれば、家族で食事をして楽しい場所になる。
- ・図書館北側の公共施設用地も公園的な利用で良い。公共施設用地として利用するのなら、既存の樹木を極力残した土地の利用を考えてほしい。
- ・図書館でも収益性のある施設を設置できるので、もっと他へ広げて、今あるものとの連携を考える。

(4) シンボルロード用地

- ・市役所側にシンボルロードを延伸するが、反対側にも延伸できないか。
- ・シンボルロードの延伸について、市役所まで伸ばすと駐車場の確保といった問題が出てくるので、フォローを考えながらやるべきである。
- ・最初からきっちり作るのではなく、育てて行くシンボルロードにしてはどうか。
- ・イルミネーションの装飾など、けやき並木を使用して、イベントを行なうのも良い。
- ・法律も緩和され、例えば店舗を設置することができる仕組みができています。仮設店舗を幾つか募集して、シンボルロードの可能性をモデル的に試していく。
- ・婦人や若い人たち、定年退職した人たちによる、企業家ショップを並べてみてはどうか。
- ・東屋とかベンチでは目的にならないので、目的を持って、色々と変化させながら、参加していくことを絶えず行わなければならない。
- ・道の駅の様な物を造れば、他にも波及効果があるのではないか。
- ・シンボルロードの延伸する部分は商業地に近いので、人が集客できる面白い仕掛けを造るのが良い。駅前から人の流れもでき、そこから色々な方向に分かれて行ける。
- ・シンボルロードは全部同じ形でなくて良い。様々なアイデアを出し合い、シンボルロードの在り方について考えてみてはどうか。延伸するのであれば、駅前の通りとも結節しているので、うまくいけば、すごい集客を見込める仕掛けができる。

(5) その他〔歴史〕

- ・基地跡地を語る場合、米軍だけの歴史ではなく、昭和初期からの歴史が延々とある。この基地跡地を語る場合、そこまでいかないと連続性がない。
- ・歴史は大切、今後も後世に伝えていくことが大事である。

7. 資料

(1) 見学会、意見交換会の記録 [平成 27 年 3 月 15 日開催]

1) キャンプ朝霞跡地見学会

- ・参加者 市民 9 9 人、
報道機関 4 社（朝日新聞社、読売新聞社、東上沿線新聞社、(株)テレビ埼玉）

2) 利用計画見直しに係る意見交換会

- ・参加者 市民 3 4 人、報道機関 3 社（朝日新聞社、読売新聞社、(株)テレビ埼玉）

・主な意見（まとめ発表からの抜粋）

①テーマ 1：「公務員宿舍用地と複合公共施設用地を公園用地にする。」

- ・市の財政を踏まえて、一度にやるのではなく少しずつ着手していく。
- ・とにかく緑を残して欲しい。緑を残した公園とする。
- ・取りあえずエリアの確保をして欲しい。
- ・基地の残り物等を生かした資料施設を設けてほしい。
- ・跡地内の道路は残して、シンボルロードからの流れを生かして利用する。

②テーマ 2：「図書館北側の公園用地を公共施設用地にする。」

- ・市役所も統合したらどうか。
- ・飛地の緑も残しながら整備して欲しい。
- ・集約する施設の従来あった土地を緑に戻す。
- ・市民が集まって交流できる施設にする。
- ・既存の公共施設には、耐震化等でお金を掛けているので、ここはそのまま緑として残す。

③テーマ 3：「シンボルロードを市役所まで延伸する。」

- ・彩夏祭のときに、仮設のスタンドを設けるようにする。
- ・駅通りの活性化と併せて、若者が店を出せるようにする。
- ・財政的に道路の方が取得しやすいので、取りあえず取得して利用方法はこれから検討していけば良い。
- ・ゆったりした雰囲気を残しつつ、店を出して人を集める。
- ・緑の遊歩道とする。

④「自由記入欄」

- ・一部でも開放して欲しい。
- ・イベントを開催するなど、人が集まる場所、人を呼べる場所にしたい。
- ・歴史遺産として残す。
- ・手入れをして入れるようにして欲しい。

3) 意見、感想一覧 [原文のまま記載しています]

①テーマ1：公務員宿舍用地と複合公共施設用地を公園用地にする。

土地 利用	・跡地の道路、植栽を生かしてなるべく緑地で残してほしい（公園用地） ・市民（各層）が緑を楽しめる公園化は良い。 ・若い子育て世代が増えているため、安全に遊ぶ公園として青葉台公園と統合してもらいたい。 ・現行公共用地を公園エリアとして残すのは良いが、図書館横も緑を残してほしい。 ・緑はあとの世代のためにも多く残してほしい。箱物よりは公園を多く。 ・賛成。公園としての一体的利用が望ましいと考える。緑の多い公園にして欲しい。 ・図書館北側との入れ替えが Better とは思えない。 ・取りあえずエリアの確保をして欲しい。 ・とにかく緑を残して欲しい。緑を残した公園とする。
整備・ 活用	・高齢化社会なので老人と子供と共同でいれる場所を作してほしい。 ・道路を広げてほしい ・緑のエリアに屋根付きの全天候型（ドーム型）遊技場を。（幼児用、小学、中学用） ・公共施設作りも緑が必要なので、何もかも壊して欲しくない。 ・公園用地が増えることは歓迎だが、複合施設用地とされている所は、コンクリートと地下施設の撤去に財政が圧迫されるのではないかな。 ・現行の閉鎖された緑地は、順次、雑木林として、整備し、人を入れるのは制限してほしい。（すすきなどの在来種を守るため） ・キャンプ跡地全体を「朝霞の森」と称し、現在の「朝霞の森」は「全体の中の一部で広場として使う」ことにしたい。 ・跡地全体を「朝霞の森」とし、今の広場は、その一部位置づける。 ・何よりも憩いと健康のために誰でもいつでも使いたい。 ・全然違う風景にしないで ・当面、全てをを買うのはムリなのか。ムリなら無償の道路を一日も早く利用する。 ・遊ぶ施設 ・走れる場所（まとまって） ・犬の散歩 ・ダム一杯分の水をためられる土地。 ・青葉台、中央公園にない自然緑公園とする。 ・市の財政を踏まえて、一度にやるのではなく少しずつ着手していく。 ・跡地内の道路を生かして利便性を考慮した道路を作る。
維持・ 管理	・公園を作り、維持するのに財政が圧迫されるなら、管理のため入園料が必要か？ ・「朝霞の森」の管理。下草刈を市民団体がやることにして、市は国から管理を受託してください。
歴史	・跡地全体を緑の森中心に保持し、何よりも健康とこの地の歴史をも学べるように！！ ・基地だったシンボルがあったら。 ・負の歴史に目をつぶらないのは大切なこと。周辺の人々は苦労してきた。長い歴史（朝霞の）を子どもたちの中に残して、朝霞を愛する心を育てたい。 ・基地の残り物等を生かした資料施設を設けてほしい。

②テーマ２：図書館北側の公園用地を公共施設用地にする。

土地の利用	・大賛成ではないけど仕方がないでしょう。 ・公共施設は地域にあることが大事 ・図書館、公民館、他の集約は賛成。市役所も統合してはどうか（狭いかも） ・図書館と緑のスペースの一体化や建替用地としての利用も可。 ・図書館の裏の 2ha をどう使うかは、市庁舎、市民会館など建て直す時に、市全体を見直して、市民討論、市民決定の方向に努力すべき。 ・複合公共施設としてまとめる。 ・最小限のスペースで、公共施設の設置 ・集約する施設の従来あった土地を緑に戻す。 ・図書館北の用地はそのまま緑のエリアにしてほしい。 ・既存の公共施設には、耐震化等でお金を掛けているので、ここはそのまま緑として残す。 ・公共施設（つくろい、既施設の更新、耐震にかなりの予算が必要） ・図書館から緑が見えるのはホッとします。複合公共施設を作るとしても工夫して欲しい。 ・公共施設を集めるのは時代遅れ、そのうち学校等が空いてくるので、それまでは民間施設の借り上げ等で対応すればよい。
整備・活用	・公共施設の中に保育園も ・飛び地の緑は美しい。残したい。 ・図書館北側は基地跡地の中では一番いい雑木林。図書館とつなげてフリースペースに。 ・図書館の利用者が室内だけでなく、緑陰で読書するために庭がほしい。 ・これから高齢者が増えていきます。公共施設としての老人センター、病院等が必要。 ・公共施設用地は、用地節約のため景観の許す限り高層にしたい。 ・みんなが集まれる市役所。 ・公共施設の複合化、多機能化。 ・福祉関係の施設も必要ではないか。 ・福祉施設を借りられない。狭い。 ・保育園、放課後児童クラブ ・ストリートバスケット、フットサル等（中高生のたまり場） ・図書館の拡大（緑陰図書エリア、喫茶コーナー、障がい者売店） ・緑のフリースペースが欲しい。 ・子どもや若者の施設も入れて欲しい。 ・市民が集まって交流できる施設にする。 ・ここを母体にして、市全体に福祉系やコミュニケーション系の施設を展開できれば良い。 ・公設公営の保育園や放課後児童クラブを設ける。
維持・管理	・公共施設の集約化の将来計画はあってよいが、必要不可欠になるまで、当面は管理を市に委託するように要望する。
その他	・施設の多極化 ・30 年たって少子化された時、1 つの建物が、子、老人、学生みんなのかかわりの場の利用にかわっていくはずだ。三原地区には全く公共施設がない。 ・みんなが車じゃない。 ・集約化が過度に進んで、他の地域の施設も集約されるのではないかと懸念される。

③テーマ3：シンボルロードを市役所まで延伸する。

土地の利用	・シンボルロードを延伸することについて賛成です。 ・シンボルロードはいらない！手をあまりかけず緑地のままに。 ・シンボルロードは必要か？今でも道路は広い。 ・概ね賛成。但し、駅前通りを含めた南口の活性化については、道幅含め、真剣に検討していく必要有り。 ・シンボル道路を 254 バイパスまで延伸して、広々とした景観を楽しみたい。 ・駅前のにぎわいと四小跡地の利用を結びつける。 ・シンボルロード不要。散策の小道、道路くらい。 ・まちの活性化には必要。 ・シンボルロードの必要性が理解できない。 ・シンボルロードを国道もしくは旧川越街道まで伸ばす。 ・財政的に道路の方が取得しやすいので、取りあえず取得して利用方法はこれから検討していけば良い。
整備・活用	・グループでランニングする人たちが安全に練習できる様にランニングロードや更衣所のようなものをつくるとより多くの人が集まって賑わう（かも。）。 ・彩夏祭の観客が観覧しやすいように、シンボルロードに沿って観覧スタンドを仮設できる用地を確保してほしい。 ・シンボルロードは緑地として作るのか。道路として作るのか？ ・青葉台公園の間を広くして利用したら？ローラースケート場とか、人が集まるコンサート場とか。 ・彩夏祭が盛大に行われるために、シンボルロードは涼しくなるように工夫してほしい。 ・市役所駐車場のところはどうするのか？また、駐車場は他に作る？ ・シンボルロードを 50m巾として、現行道路をそのままとし、拡幅分を「歩くふれあいの小径」として楽しむ。 ・シンボルロード＝遊歩道として利用できるなら安心です。 ・緑の遊歩道にして、市民がのんびり散歩できるように。 ・駅前通りが広く歩きやすくなるのは良いのでシンボルロードが車道として広げないなら賛成です。緑を残しのんびり歩けるようにしてほしいです。
維持・管理	・現在の道路に大型車輛が停車するので対策を考える要あり。（停車禁止 e t c …）

その他	・朝霞駅からロードまで狭い道路なので合わせて検討を要す（セットバックして広く）。 ・駅南口から広沢の池から川越街道までの道と広く連結すると更に便利か（図書館の通り）。 ・駅前商店街を活性化させるために若い人に店を出せるような工夫をしてほしい。 ・シンボルロードの件と合わせて、電線の地中化をすすめる。 ・シンボルロードの延伸に関連して、駅前からの道路を使い易いものにする。バス、タクシーを迂回させる方策が必要。 ・シンボルロード、緑道公園、樹林公園を結び、広大な公園エリアを作っていく。 ・駅までの歩道にけやきなど植えて、夏場の暑さ対策にする。 ・終着点に人が集まる施設を。 ・人の流れを作る。 ・借景 ・アメニティロードとシンボルロードを一緒に考えていく。
-----	---

④自由記入欄

- ・それぞれの季節で見学を
- ・市民、県民が様々なイベントを（夜間も）
- ・業務系の部分にどうしても必要な公共施設を。
- ・キャンプ跡地の開放、年２回ぐらい希望する。
- ・小さい子が枯葉や枝を拾って、落ち葉を踏んで楽しそうにしていた。遊歩道として開放したい。
- ・お花見や新緑の時など、跡地の道路を開放してほしい。見守りは市民がやります。手入れもみんなでやるよ！
- ・市民が安心して歩けるよう、跡地内の道路（せめて十字路）を開放してほしい。
- ・あさかの森を利用する子どもたちがもっと活動できるように、跡地の柵を開閉できるようにしてほしい。
- ・防災広場として、現「朝霞の森」広場は、確保しておきたい！
- ・緑を守るためにはお金がかかるので、観光施設を作って入場料収入を得る。
- ・遺産建築物は、朽ち果てるまで残して欲しい。
- ・一部、芝などにして県外から（東京や地方）も遊びに来てもらって、商店もにぎわってほしい。
- ・既存建設物を残して歴史資料館をつくる。
- ・朝霞の歴史や基地内の建物を残してほしいので、資料館などを作ってほしいです。入館料をとって、公園の管理、維持費にすると良いと思います。
- ・つた、クズ、しゅろの除去等→今の緑がダメになりつつある。
- ・他の時期も自由に見学したい。
- ・一部でも開放して欲しい。
- ・イベントを開催するなど、人が集まる場所、人を呼べる場所にしたい。
- ・歴史遺産として残す。
- ・手入れをして入れるようにして欲しい。

(2) 住民説明会の記録

(3) パブリック・コメントの記録

(4) 見直し検討委員会の開催概要

①検討委員会の設置条例

朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 朝霞市基地跡地利用計画（以下「利用計画」という。）を見直すため、朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 利用計画の見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の議会の議員
- (3) 市が関係する団体から推薦された者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 市職員

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学識経験を有する者をもって充てる。

2 委員会に副委員長1人を置き、委員長の指名によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から見直し案を作成する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

②検討会議委員一覧

朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会 委員名簿

	選出区分	氏名	備考	
1	1号委員 学識経験 〔3人〕	高村 義晴	日本大学（教授）	◎
2		戸田 芳樹	東京農業大学（客員教授）	
3		篠原 康明	元（財）都市みらい推進機構（企画調整部長）	
4	2号委員 市議会議員 〔2人〕	小池 正訓	市議会議員	
5		野本 一幸	市議会議員	
6	3号委員 団体推薦者 〔5人〕	鈴木 龍久	朝霞市都市計画審議会（会長）	○
7		松村 隆	朝霞市環境審議会（会長）	
8		前田 敏	朝霞市商工会（理事）	
9		芳野 吉嗣	朝霞市自治会連合会（理事）	
10		大野 良夫	朝霞の森運営委員会（委員長）	
11	4号委員 公募・名簿市民 〔3人〕	鈴木 夏代	公募市民	
12		田之岡 真澄	公募市民	
13		岩根 利房	公募委員候補者名簿登載者	
14	5号委員 市職員 〔2人〕	田中 幸裕	市職員（市長公室長）	～H27.3.31
		神田 直人	市職員（市長公室長）	H27.4.1～
15		柳原 季明	市職員（都市建設部長）	～H27.3.31
		澤田 大介	市職員（都市建設部長）	H27.4.1～

◎：委員長、○：副委員長

③検討会議の開催概要

開催数	開催日	議事項目
第1回	平成26年 5月23日	(1) 委員長、副委員長の選出 (2) 朝霞基地跡地利用に関するこれまでの経緯と利用計画の見直しの視点について
第2回	平成26年 7月16日	(1) 第1回の議事のまとめ (2) 基本理念、シンボルのイメージについて
第3回	平成26年 8月22日	(1) 基地跡地利用計画の基本理念について
第4回	平成26年 11月18日	(1) 見直し後の基地跡地利用計画の基本理念等の確認について (2) 基地跡地周辺エリアの構成について
第5回	平成27年 2月16日	(1) 最近の緑と調和した空間作りの新たな動き [事例紹介] (2) 基地跡地周辺エリアの構成について [第4回からの継続]
—	平成27年 3月15日	(1) キャンプ朝霞跡地見学会 (2) 基地跡地利用計画見直しに係る意見交換会
第6回	平成27年 5月15日	(1) 主要エリアの活用イメージについて (2) 補助金、整備手法等について (3) 『基地跡地利用計画見直し版（骨子）』について
第7回		
第8回		